

基地に関する資料

岐阜県立図書館



112050489

# 各務原市と 岐阜基地

平成7年3月

岐阜県各務原市

2007.03.15

5



## はじめに



戦後50年を迎える本年、私たち日本人の多くは平和を空気の存在のように当たり前感じています。

戦争の悲惨さを忘れ、平和を享受出来ませんが、誠には誠に幸福なことではありますが、私は国民の一人一人の平和を愛する気持ちと不断の努力により初めて真の平和が実現されるものと考えております。

そこで、本市では各務原空襲のあった6月22日を「平和の日」と定め、毎年、平和への気持ちを新たにしております。

さて、国際情勢は、冷戦の終結により対話と協調という新しい時代に入り危機的な状態は脱しましたものの、これまで東西の対立の下で押さえ込まれていた宗教や民俗間の対立が顕在化し、世界の各地で地域紛争が発生していますことは誠に残念なことでございます。

こうしたなかで、我が国は、国連を中心とする国際社会への貢献を含め、世界の平和と安定のために積極的な取り組みを始めました。

国防あるいは自衛隊そのものに対する国民の意識も、少しずつ変化しており、PKO活動や難民救援活動への参加あるいは、最近の阪神大震災における災害派遣等、自衛隊の役割はさらに多様化するとともに重要性を増してきております。

一方、基地の所在する本市にとりましては、航空機騒音による市民生活の障害、都市基盤整備の制約等、市が抱えている諸問題は、年々都市化が進むなかでその負担は寧ろ増大している状況でございます。

この小誌は、本市の基地に関連する諸問題と基地周辺対策の概況を理解していただくため作成いたしました。

関係各位のご高覧を賜り、ご参考になれば幸いです。

平成7年3月

各務原市長 平野 喜八郎

## 目 次

I 各務原市の概況	1
II 岐阜基地の概要	
1 基地のおいたち	4
2 飛行場の規模等	4
3 所属部隊の任務	5
4 基地に常駐する主な機種	7
5 航空自衛隊主要配置図	11
III 基地と住民生活	
1 住民との交流	12
2 施設の開放	13
3 災害時の応援	13
4 騒音問題	17
5 建物等の高さ制限	22
6 基地に起因する事故	25
7 岐阜基地にかかる諸問題	28
8 岐阜基地及び名古屋防衛施設支局に関する申入れ等	32
IV 基地周辺整備事業等	
1 周辺整備事業のあらまし	36
2 障害防止工事の助成(法第3条)	37
3 民生安定施設の助成(法第8条)	46
4 特定防衛施設周辺整備調整交付金(法第9条)	53
5 住宅防音工事の助成(法第4条)	59
6 移転の補償等(法第5条)	64
7 農耕損失の補償(法第13条)	68
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金)	70
9 基地に関連する交付金等の推移	72
10 テレビ受信料の減免等	74
V その他	
1 基地対策を推進する組織	75
2 国等の基地関係機関	80

## I 各務原市の概要

### 1. おいたち

各務原市は、濃尾平野の北部において、南には、木曾川が愛知県との県境となって東西に流れ、犬山市・江南市と隣接している。

また、南から西部にかけては、羽島郡川島町・笠松町・岐南町、西北部は、岐阜市、北部及び東部は標高200m～300mの山地を境にして関市・加茂郡坂祝町に隣接している。

南部を流れる木曾川は、昔から幾多の洪水に見舞われその度に人々の生活を悩まし、また史書によれば、古くから戦いの要衝の地として利用され、天下の興亡に重要な役割を果たしてきた。

南北朝対立時代には、北朝にあった土岐氏が守護になり、戦国時代末期には齊藤道三がこれにかわったが30年足らずで織田信長の支配下となり、徳川時代に入ると幕府、名古屋藩、旗本などに支配された。

明治初年には44か村、総石高約17,850余石ありました。その後、明治4年の廃藩置県により行政区画は名古屋県と笠松県に二分され、明治30年県制の施行によって岐阜県(稲葉郡)に編入された。稲葉郡は、1町28か村で発足したが、岐阜市の発展に伴い次々と岐阜市に吸収合併されていった。そして昭和15年那加町、昭和18年蘇原町・鶴沼町、昭和30年稲羽町の順で町制をしき、昭和30年最後まで残っていた各務村を鶴沼町が合併した後、4町が合併して昭和38年4月1日、県下13番目の市として「各務原市」が誕生した。

その後、とくに昭和40年代に入ってから、市の東部及び北部の丘陵地を利用した大規模団地の開発により、人口は急激に増加を続け、岐阜市、大垣市に次ぐ岐



市章のいわれ

昭和38年4月1日各務原市発足の日に設定。各務原市の「各」の字を図案化したもので、旧那加町・稲羽町・鶴沼町・蘇原町は四つの菱形の如くしっかりつなぎあって各務原市を構成し、おのおの緊密なる協力のもとに市の発展・栄光への道を進むことを象徴したものである。

卓県下3番目の人口規模を持ち、航空機産業を中心とする内陸工業都市として躍進を続けている。

現在、各務原市では、「第3次総合計画」に基づいた将来都市像の実現に向け、快適環境整備・都市核整備・新産業整備構想のもとに「心と技術を支える文化と快適環境都市」を形成するまちづくりを推進している。

そのなかでも「パークシティ構想」の核となる(仮称)かかみがはら航空宇宙博物館が平成8年3月開館に向けて本体工事に着手したのを初め、(仮称)花木公園、あるいは、心身障害者(児)総合施設(仮称)福祉の里などの整備を進めている。



(仮称)かかみがはら航空宇宙博物館 完成予想図

## 2. 位置・面積・人口等の推移



## 3. 総人口と世帯数の推移

区分	総人口	前回対比	世帯数
昭和38年	59,210人	—	12,673世帯
40	65,712人	11.0%	14,990世帯
45	78,109人	18.9%	19,459世帯
50	94,192人	20.6%	24,884世帯
55	114,752人	21.8%	31,978世帯
60	124,464人	8.5%	35,096世帯
平成2年	129,680人	4.2%	38,276世帯
6	133,482人	2.9%	39,895世帯

## II 岐阜基地の概要

### 1. 基地のおいたち

明治維新後、各務原の台地に鎮台兵の大砲射撃場が設置され、明治12年陸軍砲兵演習場となる。

明治22年に拡張されたものの、大砲の威力の増加と共に住民に危険がおよぶに至り、大正10年演習場は廃止されることとなった。

大正6年には陸軍各務原飛行場となり、日本で二番目の飛行場として整備され、翌年陸軍飛行第二大隊が所沢から移駐してきた。

さらには、大正9年航空第一大隊が那加村に移駐されるに及び、各務原飛行場は陸軍航空の拠点として重要度を高めた。

昭和に入ってから、陸軍航空廠、陸軍航空整備学校、第一航空教育隊、陸軍飛行学校が逐次設置された。

昭和20年終戦とともに、この各務原飛行場も閉鎖、同年進駐した連合国軍(米)に接収され、昭和33年全面返還されるまで「キャンプ岐阜」として続いた。

昭和31年11月から航空自衛隊との共同使用が開始、航空自衛隊臨時岐阜補給隊が設置され、航空自衛隊岐阜基地として発足した。

その後実験航空隊、岐阜警務分遣隊、技術研究本部岐阜試験場等、着々と現在の岐阜基地の基盤が作られた。

### 2. 飛行場の規模等

防衛庁告示 昭和35年12月10日 第333・334・335号

昭和42年 1月 6日 第6号

岐阜基地の中核となる飛行場の規模等は、つぎのとおりである。

#### A 飛行場の名称、位置等(航空法第40条)

(1) 名称 岐阜飛行場

(2) 位置、面積および所在地

拠点位置 北緯 35° 23'28"

東経 136° 52'21"

面積 約3,988ha

所在地 岐阜県各務原市那加官有無番地

(3) 種類および等級

種類 陸上飛行場 等級 A4級

(4) 使用開始期日

昭和36年12月1日

(5) 設備の概要

- |        |             |          |
|--------|-------------|----------|
| ① 滑走路  | 長さ 2,700m   | 幅 45m    |
|        | 舗装の種類       | コンクリート舗装 |
| ② 誘導路  | 延長 約3,270m  | 幅 23m    |
|        | 舗装の種類       | コンクリート舗装 |
| ③ エプロン | 面積 約33,300㎡ |          |
|        | 舗装の種類       | コンクリート舗装 |

### 3. 所在部隊の任務

☆航空自衛隊岐阜基地☆ 隊員総数 約2,500人

(1) 第2補給処

航空機部品の調達・保管・補給及び整備、これらの調査研究。

基地業務(給食・消防・厚生等)

隊員数 約1,500人



(2) 飛行開発実験団

航空機装備品の試験評価各種の技術的試験及び領収飛行の実施  
試験飛行操縦士の養成。

隊員数 約400人

(3) 第4高射群

有事において、わが国に侵攻する航空機を対空ミサイル“ペトリオット”によって撃破すること。

隊員数 約300人

(4) 自衛隊岐阜病院

隊員及びその家族の診療、診療に従事する隊員の専門技術に関する教育、医療、衛生に関する調査研究

隊員数 約100人

(5) 岐阜管制隊

飛行場管制及び飛行場周辺在空機の統制。

(6) 岐阜気象隊

気象観測、気象予報及び気象通信の実施

☆航空自衛隊以外の所属部隊☆

(7) 岐阜地方警務隊

自衛隊部内の秩序維持(司法警察、保安)に専従。

(8) 岐阜地方連絡部中部地区隊

隊員募集及び広報業務等の実施。

(9) 防衛庁技術研究本部岐阜試験場

航空機装備品等の技術的調査研究、考案、設計、試作、試験、科学的調査研究を行う。

(10) 調達実施本部岐阜調達管理事務所

川崎重工(株)岐阜工場等における航空機等の製造修理に係る監督、検査、原備監督等の実施。

(11) 陸上自衛隊第6施設群第348施設中隊

担当地域における道路の維持補修及び整地作業

4. 基地に常駐する主な機種及び機数 (H. 6. 4. 1現在)

機 種	機 数	機 種	機 数
F-15	2機	F-4	4機
T-2	5機	T-3	2機
T-4	4機	T-33	3機
C-1	1機	合 計	22機



基地広報館



ペトリオット

F-15J



乗員：1名  
 エンジン：F100-PW100  
 10,600kg × 2  
 全幅：13.1m  
 全長：19.4m  
 全高：5.6m  
 全備重量：21,820kg  
 最大速度：マッハ2.5  
 実用上昇限度：19,000m  
 航続距離：4,600km  
 武装：20mm機関砲 1門  
 AIM-7 4発  
 AIM-9 4発

F-4EJ



乗員：2名  
 エンジン：J79-GE/IHI-17  
 8,120kg × 2  
 全幅：11.7m  
 全長：19.2m  
 全高：5.0m  
 全備重量：25,960kg  
 最大速度：マッハ2.2  
 実用上昇限度：17,200m  
 航続距離：2,900km  
 武装：20mm機関砲 1門  
 AIM-7 4発  
 AIM-9 4発

C-1



乗員：5名  
 エンジン：JT8D-9  
 6,600kg × 2  
 全幅：31m  
 全長：29m  
 全高：10m  
 全備重量：39トン  
 最大速度：800km/h  
 ベイロード：8,000kg(最大)  
 航続距離：1,300km(ベイロード  
 8,000kg)  
 2,200km(ベイロード  
 6,500kg)

T-4



乗員：2名  
 エンジン：F3-IHI-30  
 1,670kg × 2  
 全幅：9.9m  
 全長：13.0m  
 全高：4.6m  
 全備重量：5,500kg  
 最大速度：1,040km/h  
 航続距離：1,300km

T-1



乗員：2名  
 エンジン：ESオルファーズ80506  
 1,810kg × 1  
 全幅：10.5m  
 全長：12.1m  
 全高：4.0m  
 全備重量：5,000kg  
 最大速度：880km/h  
 航続距離：1,760km

T-3



乗員：2名  
 エンジン：IGSO-480-AIF6  
 340HP × 1  
 全幅：10m  
 全長：8m  
 全高：3m  
 全備重量：1,500kg  
 最大速度：360km/h(水平速度)  
 航続距離：960km

T-2



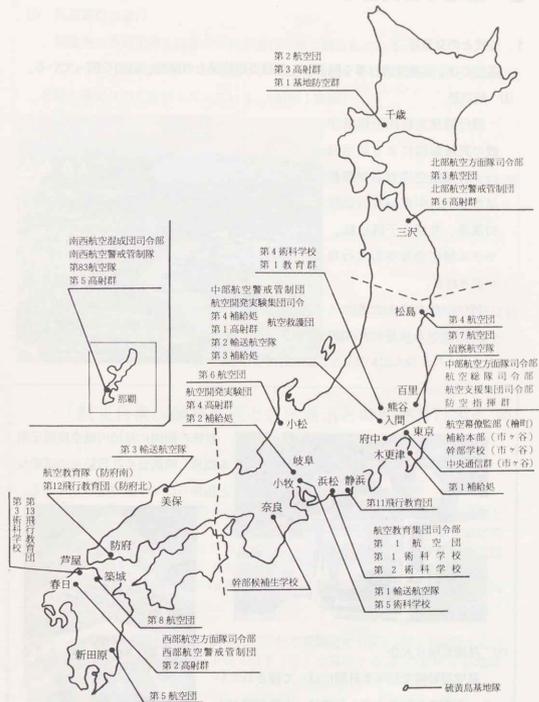
乗員：2名  
 エンジン：TF40-IHI 801A  
 3,200kg×2  
 全幅：7.9m  
 全長：17.9m  
 全高：4.4m  
 全備重量：9,800kg  
 最大速度：マッハ1.6/11,000m  
 実用上昇限度：15,000m  
 航続距離：2,500km  
 武装：20mm機関砲1門  
 AAMサイドワインダー  
 等装着可能

T-33A



乗員：2名  
 エンジン：J33-A-35  
 2,090kg×1  
 全幅：11.9m  
 全長：11.5m  
 全高：3.6m  
 最大速度：820km/h  
 航続距離：2,000km

## 5. 航空自衛隊主要配置図



### Ⅲ 基地と住民生活

#### 1. 住民との交流等

基地では、各種交流行事を開催し、基地周辺住民との融和、協調を図っている。

##### (1) 航空祭

飛行開発実験団所属航空機の異種編隊による展示飛行や各種航空機および装備品の展示、中部航空音楽隊の演奏、ちびっ子展示機、モデル撮影会等多彩な行事が催される。

毎年市外からもたくさん  
の参観者があり多い年には  
13万人にも及んでいる。



##### (2) ちびっ子ヤング大会



夏休み期間に基地内航空機展示場  
を開放し映画会や花自動車の試乗な  
ど毎年ちびっ子達で賑わっている。



##### (3) 基地盆踊り大会

基地運動場で毎年2日間に亘って催されてい  
る。市内の盆踊り大会としては、大変規模が大  
きく市民にとって夏の楽しみの一つとなってい  
る。

#### 2. 施設の開放

##### (1) 外周道路の通行

基地内の外周道路3路線が市民の通行の用に供されている。

このうち、基地西側の外周道路は、市道813号線として市役所付近と桶羽地区  
を結ぶ重要な南北幹線となっている。(別図1参照)

##### (2) 基地運動場の使用

基地西側の運動場(約26,000㎡)が市民に提供されている。この運動場は、野  
球場2面の設備があり多くの市民に利用されている。

#### 3. 災害時の応援

##### (1) 消防の相互援助

市と基地は、「航空自衛隊岐阜基地と各務原市との間における消防相互援助協  
定書」により必要に応じ市内に火災が発生した場合には基地が応援し、また、  
基地内に火災が発生した場合には市が応援することとしている。

#### 「航空自衛隊岐阜基地と各務原市との間における 消防相互援助協定書」

(目的及び適用)

第1条 本協定は、自衛隊法第83条(災害派遣)および第86条(関係機関との  
連絡および協力)に基づき、航空自衛隊岐阜基地と各務原市との間における  
一般消防(航空機救難消火を含む。)(以下「一般消防」という。)の相互支援  
活動実施に関する細部を定めるものとする。

2 本協定は、火災発生時のみ適用し、洪水、地震、台風等による災害発生時  
には適用しない。

(適用地域)

第2条 本協定の適用地域は、航空自衛隊岐阜基地司令(以下「甲」と略称する。)  
の管理する地域および各務原市長(以下「乙」と略称する。)の管理する地域  
とする。

(応援の要請)

第3条 甲及び乙の管理地域に対する一般消防は、おのおのの管理担当者の要請  
により相互に応援するものとする。

2 応援の要請は、電話およびその他の通信方法によるものとし、次の内容を

包含するものとする。

- (1) 火災発生の場所
- (2) 火災の種類および程度
- (3) 応援隊の受領場所
- (4) 通報者の所属および氏名
- (5) その他消防活動に必要な事項

3 甲および乙は、独自で応援の必要があると認めた場合には、応援要請を待つことなく、消防勤務に支障のない限り人員、器材を差し出し応援するものとする。

(応援隊の誘導)

第4条 被応援地の消防指揮者は、応援隊の出動場所付近に誘導員を待機させ遅滞なく応援隊の誘導にあたらせなければならない。

(応援隊の行動)

第5条 応援隊は、火災現場に到着後は努めて被応援隊側の指揮者の指示を尊重して行動しなければならない。

(情報の交換)

第6条 甲および乙は、適当な時期に会議を開催し、相互に消防に関する情報等を交換するものとする。

(応援出動時の損害補償および費用の負担)

第7条 応援出動により生じた損害に関しては、原則として応援者側において負担するものとする。

2 応援出動にあたり被応援者側に与えた損害については、原則としてその行為が真にやむを得ないものと認められる場合は、被応援者側で負担するものとする。

3 応援出動に要した費用はすべて応援者側において負担するものとする。

4 前各号のほか、特別の場合はその都度相互に協議して定める。

第8条 この協定の実施に関して必要な事項は、その都度、甲、乙、協議して定める。

(協定不履行の特例)

第9条 甲側において自衛隊法に基づく緊急事態が発生し、あるいはその他の特別の事由により本協定の履行が困難な場合には、本協定を履行しないことができる。

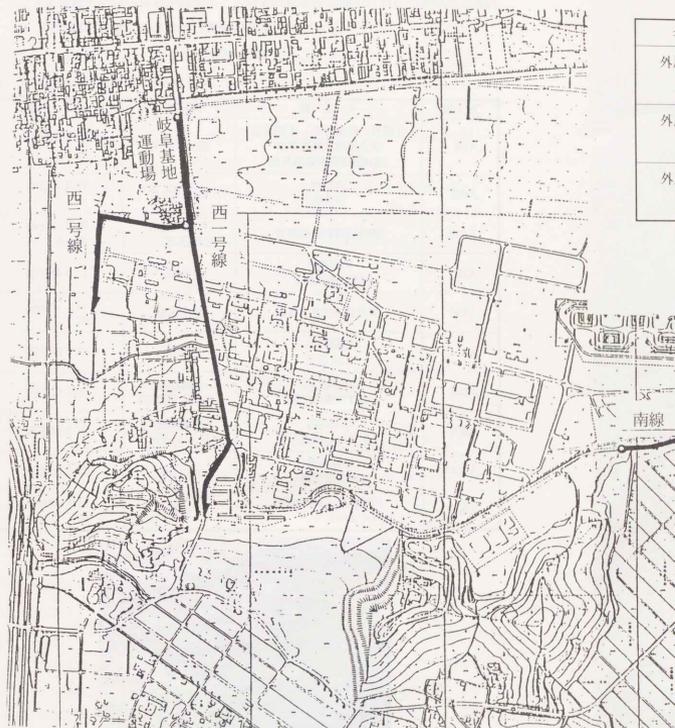
(実施月日)

第10条 この協定は、昭和44年4月1日から実施する。

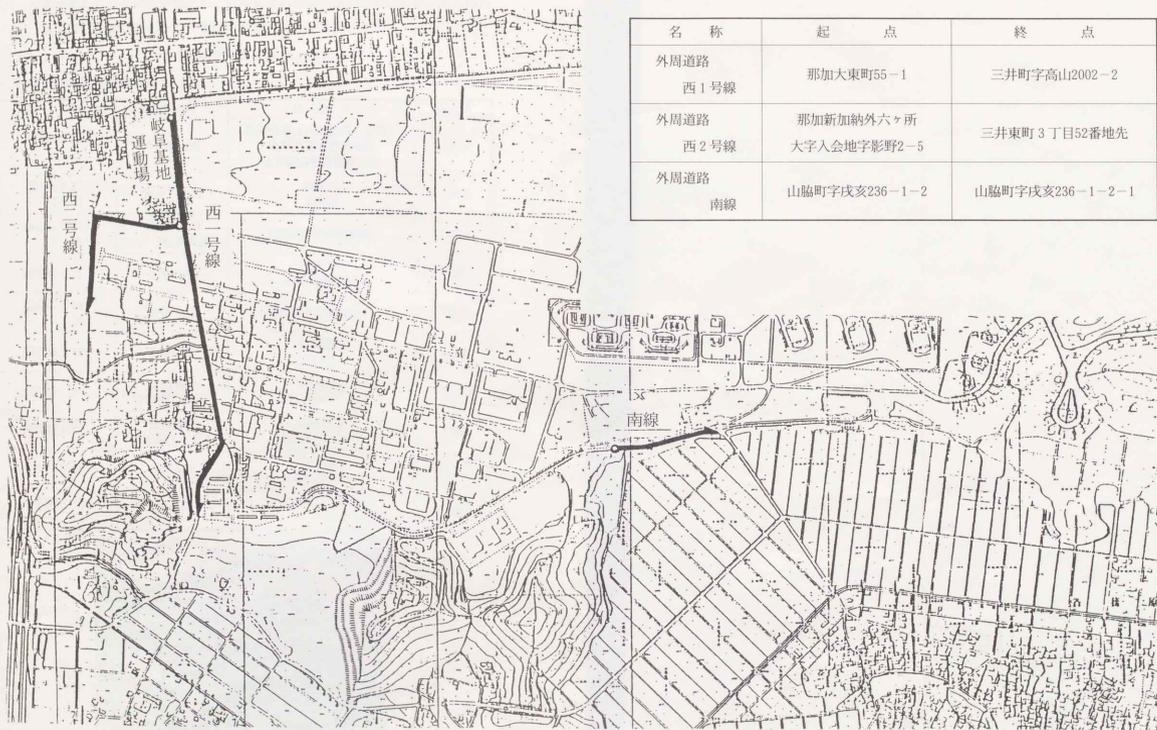
昭和44年6月19日

甲	航空自衛隊 岐阜基地司令	多田 一男
乙	岐阜県各務原市長	松原 啓吉

別図 岐阜基地内の外周道路



別図 岐阜基地内の外周道路



名称	起 点	終 点
外周道路 西1号線	那加大東町55-1	三井町字高山2002-2
外周道路 西2号線	那加新加納外六ヶ所 大字入会地字影野2-5	三井東町3丁目52番地先
外周道路 南線	山脇町字戌亥236-1-2	山脇町字戌亥236-1-2-1

(2) 災害時の派遣

天災地変その他の災害が発生し、人命または財産保護のために必要がある場合は、県知事の要請に基づいて自衛隊が派遣されている。

(自衛隊法第83条、86条)

◎ 岐阜基地の災害派遣状況

期 間	災害区分	派 遣 先	延人員
昭和34.9.26 ～ 27	伊勢湾台風	各務原市(那加雄飛ヶ丘町) 岐阜県養老郡養老町 岐阜県揖斐郡揖斐川町	90人
昭和36.6.27 ～ 7. 2	長良川氾濫	岐阜市 羽島市	320人
昭和43.8.20 ～ 9. 3	飛騨川バス 転落事故	岐阜県加茂郡白川町	1,000人
昭和45.4. 1	山林火災	各務原市 (那加麻野地区)	86人
昭和47.7.14 ～ 20	豪雨水害	岐阜県恵那郡明智町	540人
昭和48.3.13	山林火災	各務原市 (蘇原北山)	111人
昭和49.7.25	豪雨水害 (7.25集中豪雨)	各務原市 (那加大東町ほか)	260人
昭和51.9.12	豪雨水害 (台風17号)	各務原市 (須衛町、三井町)	200人
昭和54.3.27	山林火災	各務原市 (鷗沼愛宕山)	420人
昭和56.1.11 ～ 20	豪雪	岐阜県郡上郡高鷲村 ほか5ヶ村	450人



▲ 4日間の作業を終え撤収する派遣隊

#### 4. 騒音問題

基地の存在は、周辺住民の生活環境にいろいろな影響を与えており、なかでも、自衛隊機による騒音は、市街地の広範囲にわたって障害が生じている。

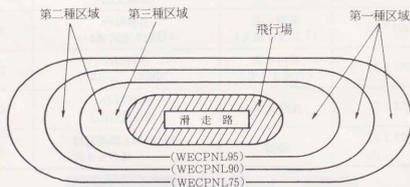
国においては、基地周辺の住民の生活環境を改善するため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき騒音対策を進めている。

市においても、常日頃から国に対し騒音防止事業等の推進を要望するとともに、基地に対しても必要最小限の実験飛行に留めるよう申し入れている。

##### (1) 生活環境整備区域の指定

飛行場または、対地射撃場の周辺について自衛隊等の航空機の音響に起因する障害の度合いを基準として、外側から第一種区域、第二種区域および第三種区域が指定されている。

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律)



##### A 区域ごとの措置

飛行場等周辺的生活環境の整備等は、区域に応じて次のように措置することとされている。

- 第一種区域に所在する住宅について防音工事の助成を行うものとする。
- 第二種区域内から外に移転を希望する者に対し、建物等の移転の補償および土地の買入を行うことができる。

- 第三種区域に所在する土地については、緑地帯その他の緩衝地帯として整備するよう所要の措置を採るものとする。

##### B 指定の基準

区域の指定は、自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の日常生活に及ぼす影響度を、その音響の強度、その音響の発生回数および時刻等を考慮して、総理府令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに総理府令で定める値以上である区域を基準として行うものとされている。

この総理府令で定める算定方式により算定した値がWECPNL値である。

##### \* WECPNL値の算定

(ア) WECPNLとは、Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level (加重等価継続感覚騒音基準)の略で、音響の強度、頻度、継続時間、発生時間等の諸要素により騒音障害の度合いを評価する算定方法であり、国際民間航空機構が推奨するものである。

これを「うるさき指数」と略称されることもある。

(イ) 算定方法は、飛行場等ごとに自衛隊等の航空機の形式、飛行回数、飛行経路、飛行時間帯等に関し、年間を通じての標準的な条件を設定し、これに基づいて算定されるが、航空機の離着陸等により生ずる音響のうち、午前7時から午後7時までに発生する音響(N<sub>1</sub>)の回数が1であった場合に、午後7時から午後10時まで(N<sub>2</sub>)の1回は3倍に、また午後10時から翌朝7時まで(N<sub>1</sub>、N<sub>2</sub>)の1回は10倍にそれぞれ加重評価して算定することとしており1日24時間の生活のうち特に夜間の騒音を重要視している。

(ウ) 航空機の離着陸等とは、航空機の離陸、着陸のほかに、急上昇、急降下、低空飛行など音響を生じる一切の行為をいう。

##### (2) 騒音調査

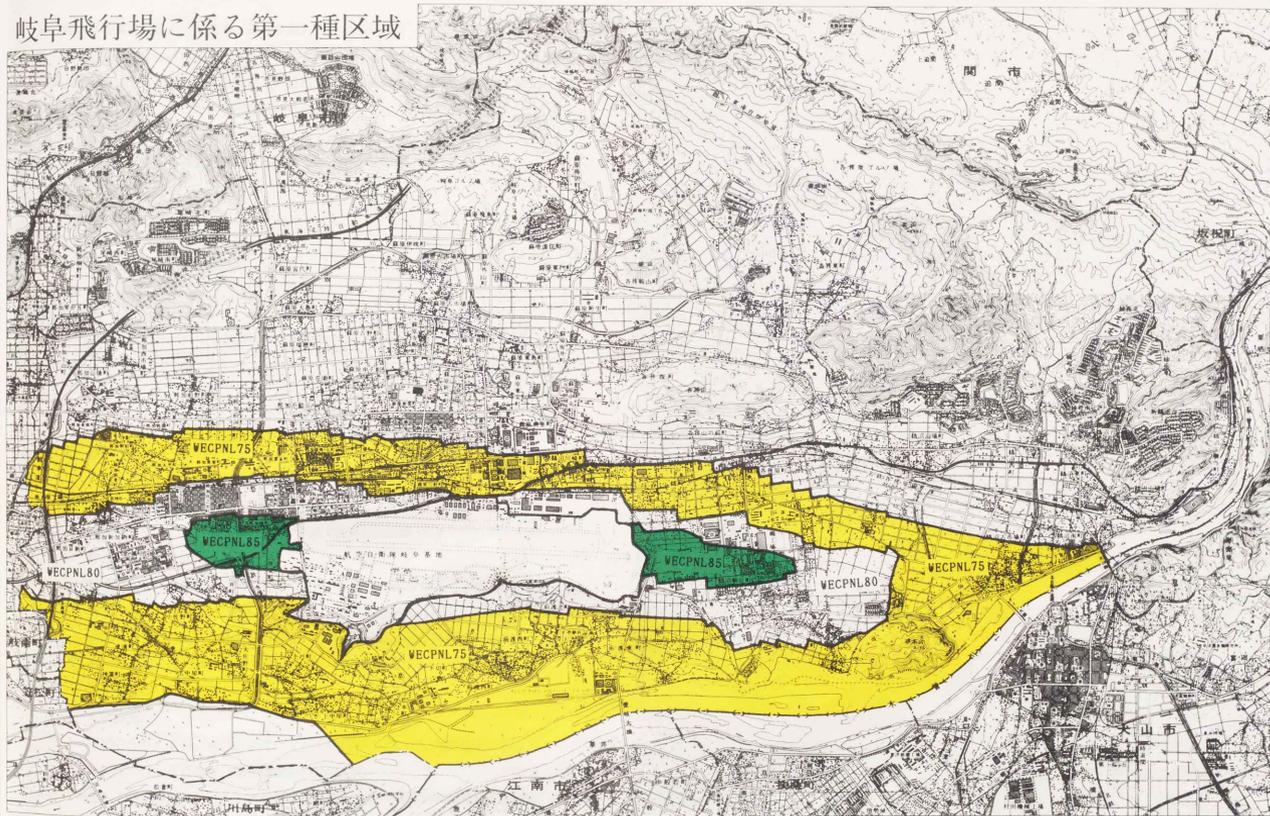
市では、昭和57年以降、航空機騒音の実態を把握するために基地周辺で騒音の実態調査を実施している。



# 岐阜飛行場に係る第一種区域



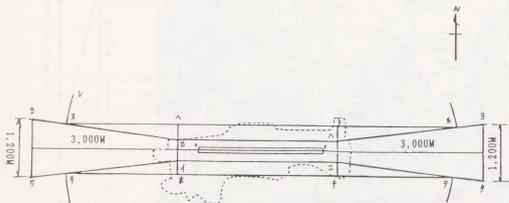
岐阜飛行場に係る第一種区域



## 5. 建物等の高さ制限 (航空法 第49条)

航空法に基づき公共用飛行場として指定された飛行場は、飛行場の進入表面、転移表面または水平表面の上に出る高さの建築物、植物その他の物件を設置し、植栽し、または、留置することが制限されている。

### (1) 飛行場の範囲、各種表面等 (航空法第2条、第40条)



#### ① 範囲

上図の点線で囲まれた区域

#### ② 着陸帯

前図のうち、イロハニの4点を結ぶ直線で囲まれた区域(長さ3,300m幅450m)

#### ③ 進入区域

前図のうち、ワカロイ、ニハヨタの各4点を結ぶ直線で囲まれた台形の区域

#### ④ 進入表面

前図のうち、イロ、ハニの各辺にそれぞれ接続し、かつ、水平表面に対して上方へ1/50の勾配を有する表面であって、その投影面がそれぞれ進入区域と一致するもの

#### ⑤ 転移表面

前図のうち、イニ、ロハの各辺にそれぞれ接続し、かつ、水平表面に対してその勾配を有する表面で、水平表面との交線に至るものであって、その投影面がそれぞれホイニテ、ロヘトハの各4点を結ぶ直線で囲まれた区域と一致する

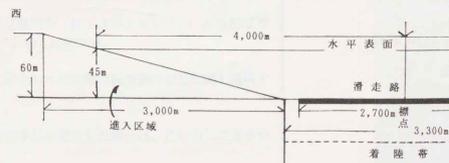
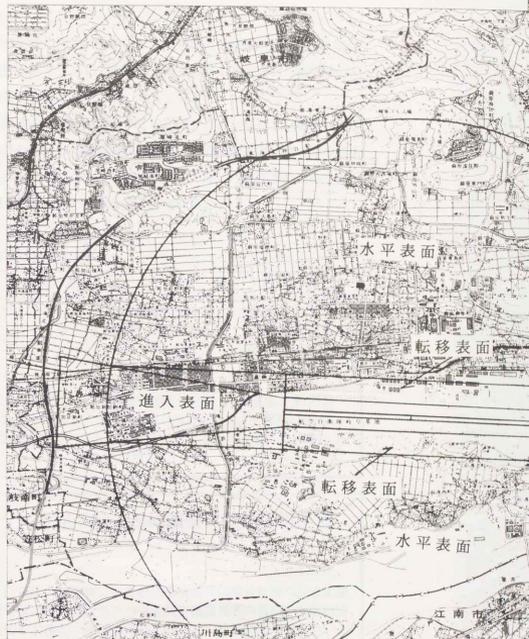
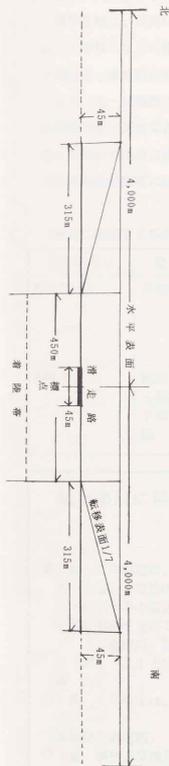
もの及び当該表面の辺のうち、ニチ、イホ、ロへ、ハトの各辺とこれらにそれぞれ接する進入表面の斜辺を含む各平面で水平表面及びその延長面との交線に至るまでのものであって、その投影面が、リイホ、チニヲ、ヌヘロ、ハトルの各3点を結ぶ直線で囲まれた区域と一致するもの

⑥ 水平表面

前図のうち、円周で囲まれた部分 (半径4,000m)



航空法による進入表面・転移表面・水平表面





6. 基地に起因する事故

岐阜基地は、周囲が市街地に囲まれているため航空機の墜落事故が発生した場合は、大惨事になる可能性がある。そこで市では、常日頃から基地に対し航空機の安全飛行等、事故防止対策の徹底について申し入れている。

また、万一自衛隊の航空機による事故及びこれに伴う災害が発生した場合は、事故現場周辺住民被災者及び事故航空機搭乗者の救出、救急医療並びに消火等の諸活動を的確かつ迅速に実施するために、岐阜基地司令との間に「航空事故に伴う災害発生時の連絡調整に関する協定書」を取り交わしている。

《基地に起因する事故等の発生状況》

発生年月日	発生場所	事故概要	被害状況
昭和36.9.7	基地内	基地刺場にT33練習機が墜落	隊員2名が死亡し建物が焼失
昭和48.2.26	蘇原三柿野町から那加大東町に至る基地外周水路	基地内燃料タンクから水路へ流出した燃料に引火し火災が発生	家屋7軒の各一部及び庭木、家具等が焼失

航空事故に伴う災害発生時の連絡調整に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、自衛隊の航空機による航空事故及び同事故に伴う災害が発生した場合、事故現場周辺住民被災者及び事故航空機搭乗者の救出、救急医療並びに消火等の諸活動を的確かつ迅速に実施するための連絡調整体制について必要な事項を定める。

2 この協定は、航空自衛隊岐阜基地司令(以下「甲」という。)と各務原市長(以下「乙」という。)との間において締結する。

(適用)

第2条 この協定は、各務原市内に発生した自衛隊の航空機の事故に関し適用する。

(事故発生時の通報)

第3条 甲は、基地周辺において航空事故が発生した場合は、乙に対して速やか

に次の事項の内判明した事項について通報し航空救難に必要な支援を要請する。  
通報内容

- (1) 航空事故発生場所・時刻
- (2) 機種・機数・乗員数・積載物
- (3) 事故現場の状況
- (4) その他

2 乙は、航空事故情報を知った場合、速やかに前項に準じて甲に対して通報する。

3 前1、2項の通報先は、別表のとおりとする。

(救難活動)

第4条 甲は、航空事故情報を受領後速やかに岐阜基地内に航空救難指揮所を開設するとともに、救難隊を事故現場に派遣し救助活動を行わせる。

2 乙は、航空事故発生を知った場合は、速やかに関係諸機関に通報するとともに救助活動を開始する。

(連絡調整要領)

第5条 甲及び乙は、相互に現地連絡所が開設されるまでの間事故現場状況の通報または事故処理のための連絡調整を行うほか当日の担当者名を確認する。

2 連絡通報先は、原則として別表のとおりとするが、状況により変更する場合は、その都度相互に通報し事後の連絡調整の円滑を図る。

(現地連絡所等)

第6条 甲は、速やかに事故現場に現地連絡所を開設するとともに必要な連絡担当者配置し、細部の連絡調整に当らせる。

2 甲は、乙が現地連絡所等を開設し連絡担当者の派遣を要請した場合は、所要の人員を派遣する。

3 乙は、現地連絡所等を開設しない場合は、事故現場の連絡調整を円滑にするため甲の要請により所要の人員を派遣する。

4 事故現場における甲乙相互間の業務に関する細部調整は、各連絡担当者を通じて現地連絡所等で行う。

(権則)

第7条 この協定に定めのない必要な事項については、その都度甲乙間において協議し処理する。

2 甲・乙は、この協定の効果的な運用を図るため連絡会議を持つことができる。

昭和54年3月26日

甲 航空自衛隊  
岐阜基地司令 空将 甲斐 省吾

乙 岐阜県各務原市長 平野 喜八郎

## 航空事故通報先

機関名	昼夜間別	部 課 等 別	担当者職名	電 話 番 号
航空自衛隊 岐阜基地	昼 間	第2補給処企画課	企画課長又は企画第1班長	(0583) 82-1101 (代)
	夜 間	基地当直室	基地当直幹部	(0583) 82-1101 (代)
	昼夜間	航空救難指揮所開設時	指揮所長又は運用課長	(0583) 82-1101 (代)
岐阜市	昼夜間	消防本部司令室	司令室長又は通信係長	(058) 262-8151 (代)
関 市	昼 間	市民相談課	市民相談課長	(0575) 22-3131 (代)
	昼夜間	中濃消防組合消防本部	通信室又は分隊長	(05752) 2-3171 (代)
各務原市	昼 間	総務課総務係	課長補佐	(0583) 83-1111 (代)
	昼夜間	消 防 本 部	通信室又は当務係長	(0583) 82-3135 (代)
川 島 町	昼 間	建設防災課	消 防 係	058689-3311 (代)
	昼夜間	羽島郡消防事務組合消防本部	通信室又は隊長	(058) 388-1195 (代)
岐 南 町	昼 間	総 務 課	総 務 課 長	(058) 246-1331 (代)
	昼夜間	羽島郡消防事務組合消防本部	通信室又は隊長	(058) 388-1195 (代)
笠 松 町	昼 間	総 務 課	消 防 係	(058) 388-1111 (代)
	昼夜間	羽島郡消防事務本部消防本部	通信室又は隊長	(058) 388-1195 (代)
柳 津 町	昼 間	総 務 課	庶 務 係 長	(058) 387-0111 (代)
	昼夜間	羽島郡消防事務組合消防本部	通信室又は隊長	(058) 388-1195 (代)
坂 祝 町	昼 間	総 務 課	消 防 係	(0574) 26-7111 (代)
	昼夜間	加茂消防事務組合消防本部	通 信 室 長	(0574) 26-2178 (代)

## 7. 岐阜基地にかかる諸問題

### (1) 岐阜基地内滑走路延長工事

昭和40年当時、岐阜基地の滑走路は2,100mであったが、着陸の際の安全性等を確保するため、他の基地の滑走路と同じ2,700mに延長したい旨、岐阜基地司令より申し出があった。

市では、岐阜基地滑走路拡張反対特別委員会において、滑走路を延長する理由や、騒音の増大の可能性等について調査、検討を行った。

7回に及ぶ委員会と3度の現地調査の末、意見は賛否に別れたものの、議会の承認を得ることができ、各務原市長と名古屋防衛施設局長との間に「航空自衛隊岐阜基地内滑走路延長工事等実施に伴う各務原市要望事項に対する協定書」を取り交わした。

### (航空自衛隊岐阜基地内滑走路延長工事等 実施に伴う各務原市要望事項に対する協定書)

航空自衛隊岐阜基地（以下「基地」という。）内滑走路延長工事等実施に伴い各務原市から指示された要望事項について名古屋防衛施設局長と各務原市長との間に下記条項のとおり協定する。

#### 記

1. 基地西側に隣接する約8,200坪の現国有地は、将来滑走路延長用地として使用しないものとする。なお、基地にF-104J戦闘航空団を配置する計画はないことを確認する。
2. 上記1.の土地は、基地内国有地と等価交換するものとする。  
ただし、等価交換については東海財務局の評価により市と十分協議の上決定するものとする。
3. 等価交換後、国有地となる予定の上記1.の土地は、基地の運動場として使用するものとし、市等が諸行事のため使用を希望する場合には、基地側の目的および使用を妨げない範囲でその使用を認めるものとする。
4. 教育施設の騒音防止対策工事については実施に努力する。
5. 基地正門から稲羽地区に至るいわゆる「外周道路」の閉鎖は行なわない。た

だし、補修等によりやむをえず一時閉鎖する場合は、事前に市と協議して行なう。なお、本道路の一部改良工事は昭和40年度実施予定の滑走路延長工事と同時に進行する。

6. 国有提供施設所在市町村助成交付金の増額交付については、可能な限り協力する。

7. エンジンテストスタンドの防音壁の設置については、昭和40年度予定の滑走路延長工事と同時に実施する。

8. 前渡水路の被害防止対策工事については、昭和40年度に実施する。

以上の各条項については、その趣旨を尊重しかつ誠意を持って履行するものとし、その証として本書2通を作成し、署名捺印のうえ各1部を保有するものとする。

昭和40年7月5日

名古屋防衛施設局長 池田 史郎

各務原市長 武藤 嘉一

\* 上記協定書の内、7.の項目は、サイレンサーの設置を条件に昭和41年4月22日付で改訂を行い、削除している。

### (2) ナイキJ設置反対運動

昭和45年1月新聞及びテレビ等によって、岐阜基地内に第4高射群本部及び第13高射隊の設置について報道がされて後、デモ行進等の熾烈な反対運動が行なわれた。

市では、外周に防護柵を設け、庁舎の消火器を増強するとともにデモ当日は、警備職員を配置し消防車の特別出動態勢をとるなどの状況であった。

こうした中で市は、岐阜基地司令に対しナイキJの配置については国策上やむを得ないものとして基本的には了承したものの、今後基地の施設または配備等について著しい変化が生ずる場合には、事前に市に対し通告するとともに、市民の意志意向を尊重するよう申し入れを行った。

(3) F4EJ (ファントム) の配備

岐阜基地実験航空隊保有機種の一部変更によりF4EJの新たな配置計画について通知があったことに伴い、昭和49年2月13日付で基地司令に対し、より騒音度の高い機種が増加することは、基地周辺環境を悪化させるためこの計画を再検討されるよう申し入れた。

また、遺憾ながら計画通りに実施された場合には、この機種について機数を更に増やさないとともに、飛行回数を極力少なくするなど住民生活に十分配慮するよう申し入れを行なった。

(4) F15J (イーグル) の配備

F15Jの配備にともなう滑走路の整備工事等に関し、基地強化につながる懸念があり、住民福祉と民生安定の見地から岐阜基地司令に対し、昭和55年7月11日付で次のことに十分配慮されるよう申し入れた。

ア. 航空機の飛行にあたっては、より以上の安全を確保すること。

イ. 岐阜基地を実戦基地にしないこと。

ウ. 機数を増やさないこと。

エ. 騒音防止には万全を記すること。

オ. 飛行回数、飛行時間を制限すること。

カ. 民生安定には十分配慮すること。

また、昭和56年2月27日航空幕僚長が記者会見でF15Jの配備についての発表に伴い、名古屋防衛施設局長並びに岐阜基地司令に対し文書で遺憾の意を表した。

その後、名古屋防衛施設局長、岐阜基地司令から市長に対しF15Jの配備についての申し入れがあった。

3月27日嘉手納基地から米軍パイロット操縦により岐阜基地に着陸。学生デモ約30名。

4月2日付で、名古屋防衛施設局長並びに岐阜基地司令に対し市民福祉と民生安定に十分配慮するよう申し入れた。

(5) 米軍による航空自衛隊岐阜飛行場の一部限定使用

昭和63年7月、米軍機の修理点検のため地位協定第2条第4項(b)により岐阜飛行場を一部限定使用したい旨の申入れが名古屋防衛施設支局長からあった。

市では、市街地と基地が隣接しており、日頃から自衛隊機による騒音に悩まされていることから、米軍の早期警戒機E2Cの試験等については従来の方法によりお願いしたい旨、要望を行った。

その後、飛行場の限定使用は、日米間の条約に基づくものであり、また、同機が双発プロペラ機でありジェット機に比較して騒音が少ないことから基地周辺対策に格段の配慮を行うことを条件に了解することとなった。

この地位協定に基づき平成3年9月24日、在日米軍厚木基地(神奈川県)所属の早期警戒機E2Cホークアイがレーダー装置の修理点検のため初飛来した。



飛来した米軍機 E2Cホークアイ

8. 岐阜基地及び名古屋防衛施設局に関する申入れ・要望・協定等の経過

番号	年 月 日	件 名	備 考
1	S.40. 5.11	岐阜基地滑走路拡張反対特別委員会経過報告書	特別委員長 市議会議長
2	S.40. 7. 5	岐阜基地滑走路延長工事等実施に伴う各務原市要望事項に対する協定書	市 長 名古屋防衛施設局長
3	S.44. 7.10	陳情書（テレビジョン・電話対策）	市 長 名古屋防衛施設局長
4	S.45. 3. 6	ミサイル基地建設に反対する請願	広瀬長一外2,744人 各務原市議会
5	S.46. 2. 1	ナイキJ各務原市設置反対請願の件	市労働組合議長 市 長
6	S.47. 4.28	申入書（ナイキ装備資材の搬入に際して）	岐阜基地司令
7	S.48. 2.26	基地火災に関する申入書	市 長 岐阜基地司令
8	S.48. 2.27	軍事基地等による被害防止についての申入書	日本社会党岐阜本部 市 長
9	S.48. 9.19 S.48. 9.25	要望書（飛行機騒音被害調査、基地の拡張等） 同 回答書	各務原市民民主商工会 市 長
10	S.49. 2.13	F-4E J配置計画に関する申入書	市 長 岐阜基地司令
11	S.49. 2.15 S.49. 2.21	申入書（F-4E J配備の拒否その他） F-4E J配備の反対）	ナイキJ反対闘会議議長明型輝基 市 長
12	S.49. 7. 9	航空機の墜落事故防止に関する申入書 （F-86 F戦闘機が小牧市内に墜落した件）	市 長 岐阜基地司令
13	S.49. 7.12	航空自衛隊機の墜落事故防止に関する申入書 （F-86 F戦闘機が小牧市内に墜落した件）	市議会新生クラブ 岐阜基地司令
14	S.49. 7. 9	航空事故の防止についての要請 （F-86 F戦闘機が小牧市内に墜落した件）	新日本婦人の会 市 長
15	S.49. 7.30	航空自衛隊岐阜基地の撤去を求める決議 （否決）	天末清作外10人 市議会
16	S.50. 7.24	申入書 （航空機騒音に関する申し入れ）	日本社会党岐阜県本部 市 長
17	S.50. 7.25	基地騒音に対する申し入れについて	市 長 岐阜基地司令
18	S.50.10. 8	申入書（基地騒音に対する申し入れについて）	市 長 岐阜基地司令

19	S.50.11.29	質問事項に対する回答書	市 長 安保破壊岐阜県実行委員会
20	S.52. 7.28	申入書（航空機の墜落事故防止に関する申し入れ）	市 長 岐阜基地司令
21	S.52. 9.28	航空機の墜落事故防止に関する申入書 （米軍機ファントム、横浜市内に墜落）	市 長 岐阜基地司令
22	S.53. 9.11	航空機の墜落事故防止に関する申入書 （T-33、狭山市内に墜落）	市 長 岐阜基地司令
23	S.54. 7.28	航空機騒音の防止に関する申入書	市 長 岐阜基地司令
24	S.55. 7.11	岐阜基地滑走路整備工事に関する申入書	市 長 名古屋防衛施設局長・岐阜基地司令
25	S.56. 2.28	F-15戦闘機の配備について	市 長 名古屋防衛施設局長・岐阜基地司令
26	S.56. 3.20	F-15戦闘機の配備に関する申入書	市 長 名古屋防衛施設局長・岐阜基地司令
27	S.56. 3.20	航空自衛隊岐阜基地へのF-15イーグル配備等に関する申し入れ	日本社会党岐阜本部 市 長
28	S.56. 4. 2	F-15戦闘機の配備について	市 長 名古屋防衛施設局長・岐阜基地司令
29	S.57.11.15	航空機の墜落事故防止に関する申し入れ （ブルーインパルス所属、T2高松基地で墜落）	市 長 岐阜基地司令
30	S.58. 2. 9	E2Cの飛来に関する申入書	市 長 岐阜基地司令
31	S.58. 4.27	航空機の墜落事故防止に関する申入書 （対潜飛行艇P-51機が岩国基地東北端に墜落）	市 長 岐阜基地司令
32	S.58.10.15	国際航空宇宙ショーにおけるCCV機の飛行展示に関する申入書（故障により緊急着陸した件）	市 長 国際航空宇宙ショー事務局長
33	S.58.10.21	航空機の墜落事故防止に対する申入書 （第5航空団所属F15、訓練中に方向不明）	市 長 岐阜基地司令
34	S.58.10.21	「1983年国際航空宇宙ショー」の開催についての申入書（ブルー・インパルス再開について）	市 長 国際航空宇宙ショー事務局長
35	S.59. 4. 2	ロッキードC-130H機の飛来に関する申入書	市 長 岐阜基地司令
36	S.59. 4.21	質問状（地位協定・ベトリオット・民間共用等）	岐阜県・各務原市平和委員会 市 長
37	S.59. 5. .	非核化トマホーク運動に対する支援と協力について要請	岐阜県市民の会（NPO）代表 市 長

3 8	S.59. 6. 6	要請書（トマホーク配備反対・基地撤去）	トマホーク配備飛行場・反対チラシ 市 長
3 9	S.59.10.30	岐阜基地航空祭におけるブルーインパルスの飛行について	市 長 岐阜基地司令
4 0	S.60. 9.17	岐阜基地航空祭におけるブルーインパルスの飛行について	市 長 岐阜基地司令
4 1	S.61. 5. 6	岐阜基地航空祭におけるブルーインパルスの飛行について	市 長 岐阜基地司令
4 2	S.61. 9. 5	航空機関連事故の防止について （百里基地で空対空ミサイル暴発事故発生の特等）	市 長 岐阜基地司令
4 3	S.62. 4.28	岐阜基地航空祭におけるブルーインパルスの飛行について（申入れ）	市 長 岐阜基地司令
4 4	S.62. 5.11	ブルーインパルスの事故防止について（再申入れ） （新田原基地所属T-2練習機の日向灘に墜落）	市 長 岐阜基地司令
4 5	S.62. 8. 4	航空機の安全飛行について（申入れ） （航空実験団所属CH-47Jが古良町で事故発生）	市 長 岐阜基地司令
4 6	S.62. 9.22	申入書（総合演習・基地強化反対）	岐阜基地司令 市 長
4 7	S.62. 9.25	昭和62年度航空自衛隊総合演習の実施について	市 長 岐阜基地司令
4 8	S.63. 7. 1	航空機の墜落事故防止に関する申入書 （第6航空団所属F-15J2機が小松基地沖に墜落）	市 長 岐阜基地司令
4 9	S.63. 7.15	岐阜基地航空祭におけるブルーインパルスの飛行について（申入れ）	市 長 岐阜基地司令
5 0	S.63. 8.30	航空機の墜落事故防止に関する申入書 （西ドイツ米空軍基地の航空ショーでの墜落事故）	市 長 岐阜基地司令
5 1	H.元. 7.27	課業時間外の飛行について	市 長 岐阜基地司令
5 2	H.元. 8.21	住宅防音工事に関する陳情書 （雄飛・丘地区工法区分の見直しについて）	市 長 他 名古屋防衛施設支局長
5 3	H.元. 8.24	住宅防音工事指定区域の拡大に関する要望書	市 長 名古屋防衛施設支局長
5 4	H.元. 9.18	岐阜基地航空祭におけるブルーインパルスの飛行について（申入れ）	市 長 岐阜基地司令
5 5	H.元.11.15	航空機の事故防止に関する申入書 （T4がエンジントラブルで新松基地に緊急着陸）	市 長 岐阜基地司令
5 6	H. 2. 5.24	岐阜基地航空祭におけるブルーインパルスの飛行について（申入れ）	市 長 岐阜基地司令

5 7	H. 2. 5.30	岐阜基地航空祭での曲技飛行中止の申し入れ	安海航空隊司令部 岐阜基地司令 市 長
5 8	H. 3. 3.13	航空機の事故防止に関する申入書 （浜松基地所属T4遠州灘に墜落）	市 長 岐阜基地司令
5 9	H. 3. 7. 5	航空機の事故防止に関する申入書 （松島基地所属ブルーインパルス2機金華山沖に墜落）	市 長 岐阜基地司令
6 0	H. 4.10.29	航空機の事故防止に関する申入書 （百里基地所属F15が同基地北東沖で墜落）	市 長 岐阜基地司令
6 1	H. 5. 5.20	岐阜基地航空祭におけるブルーインパルスの飛行について（申入れ）	市 長 岐阜基地司令
6 2	H. 5.10.29	質問書 （ブルーインパルスの曲技飛行の再開等について）	安海航空隊司令部 岐阜基地司令 市 長
6 3	H. 5.11. 4	質問書に対する回答について （ブルーインパルスの曲技飛行の再開等について）	市 長 安海航空隊司令部 岐阜基地司令



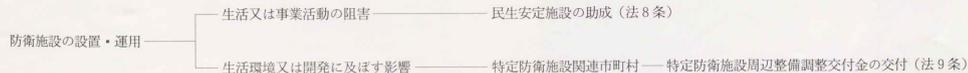
## IV 基地周辺整備事業等

### 1. 周辺整備事業のあらまし

防衛施設周辺の住民生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的として、従来の「防衛施設周辺の整備等に関する法律」（昭和41年7月制定）を抜本的に強化改善した「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が昭和49年6月に制定され、同法に基づき各種の周辺整備事業が実施されている。



注：駐留軍の行為によるものについては、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」による。





## 補助金の推移（3案関係）

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
昭和 38	那加地区排水路改修事業		1,875
	鶴沼中学校防音事業		5,050
	計		6,925
39	稲羽西小学校防音事業		9,272
	那加第一小学校防音事業		8,643
	計		17,915
40	前渡排水路改修事業		3,687
	稲羽西小学校防音事業		2,279
	計		5,966
41	馬場山水路改修事業		3,000
	稲羽西小学校防音事業		3,459
	那加第一小学校防音事業		6,493
	蘇原中学校防音事業		14,807
	計		27,759
42	馬場山水路改修事業		5,768
	那加中学校改築除湿事業		9,581
	計		15,349
43	馬場山水路改修事業		8,257
	那加中学校改築除湿事業		72,545
	那加第二小学校改築防音事業		3,861
	稲羽東小学校改築防音事業		2,276
	計		86,939
44	前渡排水路改修事業		7,741
	各務小学校改築防音事業		6,853
	那加第二小学校改築防音事業		42,019
	稲羽東小学校防音事業		32,207
	鶴沼第二小学校改築防音事業		2,350
計		91,170	

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
45	前渡排水路改修事業		8,200
	各務小学校改築防音事業		4,106
	那加第二小学校改築防音事業		32,988
	稲羽東小学校改築防音事業		56,291
	鶴沼第二小学校改築防音事業		42,615
	鶴沼第一小学校改築防音事業		3,738
	那加第一小学校改築防音事業		3,805
計		150,743	
46	前渡排水路改修事業		9,899
	各務小学校改築併行防音事業		988
	那加第二小学校改築併行防音事業		85,516
	鶴沼第二小学校改築併行防音事業		54,130
	鶴沼第一小学校改築防音事業		37,315
	那加第二小学校改築防音事業		40,041
	蘇原第二小学校改築防音事業		10,021
那加中央保育所改築防音事業		11,249	
計		249,159	
47	馬場山水路改修事業		15,800
	各務小学校改築併行防音事業		34,327
	那加第一小学校改築併行防音事業		9,778
	鶴沼中学校併行防音事業		10,113
	鶴沼第一小学校改築防音事業		54,032
	那加第三小学校改築防音事業		46,135
	蘇原第二小学校併行防音事業		31,340
鶴沼中央保育所改築防音事業		986	
計		202,511	

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
4 8	前渡排水路改修事業		8,902
	各務小学校改築併行防音事業		2,340
	鶴沼第三小学校併行防音事業		16,465
	稲羽中学校改築防音事業		2,298
	鶴沼第一小学校改築防音事業		73,945
	那加第三小学校改築防音事業		67,761
	蘇原第二小学校併行防音事業		4,857
	鶴沼中保育所改築防音事業		38,448
	計		215,016
4 9	前渡排水路改修事業		15,896
	百曲り排水路改修事業		4,183
	鶴沼第三小学校併行防音事業		20,256
	稲羽中学校改築防音事業		39,047
	鶴沼第一小学校改築防音事業		50,280
	鶴沼第一小学校講堂改築防音事業		1,696
	那加第三小学校改築防音事業		8,312
	稲羽西小学校併行防音事業		4,473
那加中学校講堂改築防音事業		1,871	
	計		146,014
5 0	下切排水路改修事業	28,424	28,423
	百曲り排水路改修事業	19,999	17,999
	鶴沼第三小学校併行防音事業	26,883	26,883
	稲羽中学校改築防音事業	64,234	36,163
	鶴沼第一小学校講堂改築防音事業	35,250	14,201
	蘇原西保育所併行防音事業	13,684	13,684
	計	188,474	137,354

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
5 1	下切排水路改修事業	25,815	25,815
	百曲り排水路改修事業	89,930	80,937
	鶴沼第二小学校併行防音事業	10,140	10,140
	蘇原第二小学校併行防音事業	1,970	1,970
	(仮称)鶴沼第五小学校併行防音事業	11,863	11,863
	蘇原第一小学校改築防音事業	5,771	3,450
	蘇原中学校併行防音事業	11,994	11,994
	那加中学校講堂改築防音事業	154,287	57,365
	計	311,770	203,534
5 2	下切排水路改修事業	22,035	22,035
	百曲り排水路改修事業	74,890	67,401
	那加第二小学校併行防音事業	5,831	5,831
	八木山小学校併行防音事業	19,577	19,577
	蘇原第一小学校改築防音事業	149,266	97,428
	中央小学校併行防音事業	38,713	38,713
	那加中学校併行防音事業	14,290	14,290
あさひ幼稚園併行防音事業	13,572	13,572	
	計	338,174	278,847
5 3	下切排水路改修事業	1,609	1,609
	百曲り排水路改修事業	58,300	52,470
	稲羽西小学校併行防音事業	7,818	7,818
	八木山小学校併行防音事業	7,049	7,049
	中央小学校併行防音事業	2,260	2,260
	各務小学校講堂改築防音事業	101,800	42,980
	稲羽中学校改築防音事業	54,716	31,311
	蘇原中学校併行防音事業	2,019	2,019
	中央中学校併行防音事業	33,135	33,135
	中屋保育所改築防音事業	103,732	44,586
鶴沼西保育所改築防音事業	3,289	1,834	
	計	375,727	227,071

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
54	那加第一小学校併行防音事業	2,683	2,683
	鶴沼第三小学校併行防音事業	4,260	4,260
	蘇原第一小学校併行防音事業	6,282	6,282
	稲羽中学校防音事業	59,552	34,657
	中央中学校併行防音事業	30,997	30,997
	鶴沼西保育所改築防音事業	139,842	78,309
	前宮保育所改築防音事業	3,260	1,441
	計	246,876	158,629
55	稲羽東小学校併行防音事業	12,365	12,365
	鶴沼第一小学校併行防音事業	3,643	3,643
	各務小学校併行防音事業	3,616	3,616
	八木山小学校併行防音事業	16,792	16,792
	中央小学校併行防音事業	7,708	7,708
	蘇原第一小学校改築防音事業	92,597	48,874
	那加第二小学校講堂改築防音事業	3,646	2,035
	那加幼稚園併行防音事業	17,280	17,280
	前宮保育所改築防音事業	26,882	20,550
	蘇原保育所改築防音事業	5,806	3,382
	計	190,335	136,245
56	那加第三小学校講堂改築防音事業	2,681	1,946
	那加第二小学校講堂改築防音事業	184,684	96,774
	鶴沼第三小学校併行防音事業	15,045	14,452
	蘇原第一小学校改築防音事業	164,639	78,257
	蘇原第一小学校併行防音事業	4,733	4,733
	稲羽中学校併行防音事業	16,461	15,529
	蘇原中学校併行防音事業	37,814	37,366
	那加保育所改築防音事業	4,454	2,122
	前宮保育所改築防音事業	81,560	34,545
	蘇原保育所改築防音事業	81,090	45,440
	計	593,161	331,164

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
57	那加第三小学校講堂改築防音事業	174,597	92,814
	稲羽中学校講堂改築防音事業	4,145	2,393
	蘇原中学校改築防音事業	5,765	2,301
	各務小学校併行防音事業	13,224	13,224
	蘇原第二小学校併行防音事業	11,649	11,649
	中央中学校併行防音事業	17,964	17,964
	那加保育所改築防音事業	176,390	92,861
蘇原保育所改築防音事業	175,401	101,588	
計	579,135	334,794	
58	稲羽中学校講堂改築防音事業	202,347	104,328
	蘇原中学校改築防音事業	205,888	51,244
	(仮称) 鶴沼第六小学校併行防音事業	74,906	74,564
	稲羽西小学校併行防音事業	8,839	8,806
	蘇原南保育所改築防音事業	121,985	53,878
計	613,965	292,820	
59	蘇原中学校改築防音事業	160,720	69,269
	各務保育所改築防音事業	196,413	76,410
	計	357,133	145,679
60	桜丘中学校併行防音事業	116,550	115,385
	中央中学校併行防音事業	52,112	3,746
	鶴沼中学校併行防音事業	20,911	3,946
	更木保育所改築防音事業	5,182	2,793
	計	194,755	125,870
61	八木山小学校併行防音事業	3,979	3,979
	鶴沼中学校改築防音事業	639,220	117,150
	那加中学校改築防音事業	11,832	3,740
	更木保育所改築防音事業	145,058	76,011
	鶴沼東保育所改築防音事業	7,616	3,786
	計	807,705	204,666

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
6 2	鶴沼中学校改築防音事業	89,488	81,251
	那加中学校改築防音事業	127,307	127,307
	鶴沼東保育所改築防音事業	132,710	99,567
	計	349,505	308,125
6 3	稲羽西小学校改築防音事業	5,680	5,680
	那加第二小学校内装復旧防音事業	9,336	7,000
	那加第三小学校内装復旧防音事業	7,069	5,301
	鶴沼第二小学校内装復旧防音事業	8,880	6,659
	各務小学校内装復旧防音事業	7,514	5,635
	稲羽東小学校内装復旧防音事業	6,279	4,708
	蘇原第二小学校内装復旧防音事業	8,551	6,412
	鶴沼中学校内装復旧防音事業	4,004	3,002
	蘇原西保育所内装復旧防音事業	2,375	1,780
	計	59,688	46,177
	平成 元	稲羽西小学校改築防音事業	124,487
那加第一小学校内装復旧防音事業		4,633	4,369
鶴沼第一小学校内装復旧防音事業		7,254	5,441
鶴沼第三小学校内装復旧防音事業		4,178	3,113
中央小学校内装復旧防音事業		4,087	3,065
那加中央保育所内装復旧防音事業		2,273	1,704
鶴沼中保育所内装復旧防音事業		2,001	1,501
計		148,913	143,680
2	那加第一小学校改築・温度保持防音事業	93,431	93,172
	稲羽西小学校温度保持防音事業	16,199	16,053
	あさひ幼稚園内装復旧防音事業	2,533	1,900
	ひばりが丘幼稚園内装復旧防音事業	1,633	1,225
	中屋保育所内装復旧防音事業	3,281	2,461
	前宮保育所内装復旧防音事業	2,202	1,652
	鶴沼西保育所内装復旧防音事業	2,629	1,972
計	121,908	118,435	

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
3	那加第一小学校建具復旧防音事業	197,231	23,801
	那加第一小学校温度保持併行防音事業	15,196	15,196
	稲羽西小学校建具復旧防音事業	28,968	13,998
	稲羽西小学校建具復旧防音事業	27,702	27,702
	計	269,097	80,697
4	尾崎小学校改築防音事業	19,221	10,305
	那加中学校除湿機器復旧防音事業	5,433	2,155
	蘇原第一小学校内装復旧防音事業	8,509	6,379
	八木山小学校内装復旧防音事業	10,170	7,625
	蘇原中学校内装復旧防音事業	3,783	2,835
	稲羽中学校内装復旧防音事業	9,649	7,235
	中央中学校内装復旧防音事業	11,681	8,759
計	68,446	45,293	
5	尾崎小学校改築防音事業	153,571	109,038
	那加中学校除湿機器復旧防音事業	172,781	73,443
	計	326,352	182,481

### 3. 民生安定施設の助成（法第8条）

防衛施設の設置または運用により、その周辺地域の住民の生活または事業活動が阻害される場合において、地方公共団体がその障害の緩和に資するため生活環境施設等を整備する場合、その費用の一部が補助されている。



陵南福祉センター



三ツ池公園

### 補助金の推移（8条関係）

年度	事業名	事業費（千円）	補助金（千円）
昭和42	衛生センターごみ処理施設設置事業		949
	計		949
43	衛生センターごみ処理施設設置事業	41,888	
	那加学習等供用施設建設事業	14,200	
	東部有線放送電話施設設置事業	9,893	
	市道那601号線外1路線改良事業	338	
	計	66,319	
44	東部有線放送電話施設設置事業	25,360	
	水槽付消防ポンプ自動車設置事業	1,590	
	市道那601号線外1路線改良事業	12,275	
	計	39,225	
45	市庁舎建設事業	4,396	
	蘇原有線放送電話施設設置事業	18,545	
	市道那601号線外1路線改良舗装事業	38,623	
	計	61,564	
46	市庁舎建設事業	47,118	
	蘇原有線放送電話施設設置事業	21,092	
	市民プール設置事業	6,300	
	防火水槽設置事業	1,500	
	市道那601号線外1路線改良事業	15,389	
	市道那813号線外1路線改良事業	56,322	
	計	147,721	
47	市庁舎建設事業	125,892	
	市道那601号線外1路線改良舗装事業	20,364	
	市道那813号線外1路線改良事業	79,996	
	計	226,252	

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
4 8	衛生センターし尿処理施設増改築事業		37,656
	稲羽中央学習等共用施設建設事業		22,700
	中央公民館建設事業	1,894	
	防火水槽設置事業		2,080
	化学消防ポンプ自動車設置事業		3,440
	市道那601号線外1路線舗装事業	12,452	
	市道那813号線外1路線改良事業	141,470	
	計		221,692
4 9	衛生センターし尿処理施設増改築事業	67,889	
	鶴沼学習等共用施設建設事業	40,100	
	鶴沼三ツ池学習等共用施設建設事業	24,800	
	市道那813号線外1路線舗装事業	36,867	
	計		169,656
5 0	特別集会施設建設(市民会館)事業	44,092	12,045
	中央公民館建設事業	162,712	34,705
	消防ポンプ自動車設置事業	10,600	4,220
	市道那813号線外1路線改良舗装事業	87,277	69,347
	計	304,681	120,317
5 1	特別集会施設建設(市民会館)事業	372,130	118,225
	中央公民館建設事業	277,266	106,975
	稲羽西学習等共用施設建設事業	45,218	34,700
	市道那813号線外1路線改良舗装事業	54,794	43,104
	市道那804号線改良事業	9,367	7,493
	計	758,775	310,497
5 2	特別集会施設建設(市民会館)事業	368,301	117,013
	蘇原学習等共用施設建設事業	22,198	16,332
	消防庁舎防音事業	43,668	31,995
	消防施設整備事業(防火水槽)	7,040	4,640
	市道那804号線改良事業	41,728	33,382
	計	482,935	203,362

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
5 3	那加西学習等共用施設建設事業	16,840	12,523
	蘇原学習等共用施設建設事業	46,628	43,077
	市道那804号線改良舗装事業	67,320	53,856
	計	130,788	109,456
5 4	那加西学習等共用施設建設事業	40,910	26,677
	鶴沼東学習等共用施設建設事業	61,328	39,200
	那加西児童体育館建設事業	52,800	31,100
	消防施設整備事業(防火水槽)	9,639	5,744
	市道那804号線改良事業	71,974	57,579
	計	236,651	160,300
5 5	各務学習等共用施設建設事業	28,151	16,531
	稲羽東学習等共用施設建設事業	3,081	1,211
	市道那804号線改良事業	69,399	55,519
	計	100,631	73,261
5 6	各務学習等共用施設建設事業	49,819	26,969
	稲羽東学習等共用施設建設事業	103,508	42,289
	那加南学習等共用施設建設事業	85,278	43,500
	稲羽地区児童体育館建設事業	67,134	34,500
	消防施設整備事業(防火水槽)	14,000	9,070
	消防施設整備事業(消防自動車)	8,580	5,720
	市道那804号線道路改良舗装事業	56,695	43,524
市道那503号線道路改良事業	3,352	2,681	
	計	388,366	208,253
5 7	東消防庁舎改造防音事業	62,394	14,361
	総合体育館建設事業	583,662	266,140
	市道那804号線改良事業	63,190	50,544
	市道那503号線改良事業	43,060	34,448
	計	752,306	365,493

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
5 8	総合体育館建設事業	553,415	114,060
	消防施設整備事業(防火水槽)	13,905	9,200
	市道稲804号線改良事業	25,955	20,764
	市道那503号線改良事業	36,545	29,236
	計	629,820	173,260
5 9	総合福祉会館建設事業(コミュニティセンター)	63,141	47,520
	総合福祉会館建設事業(保健相談センター)	65,501	45,671
	総合福祉会館建設事業(老人福祉センター)	3,742	2,694
	鶴沼地区体育館建設事業	12,751	5,300
	市道稲804号線外2路線改良舗装事業	65,970	49,842
計	211,105	151,027	
6 0	総合福祉会館建設事業(コミュニティセンター)	142,765	71,280
	総合福祉会館建設事業(保健相談センター)	158,884	102,403
	総合福祉会館建設事業(老人福祉センター)	135,453	87,106
	鶴沼地区体育館建設事業	94,049	44,600
	蘇原地区体育館建設事業	87,650	49,900
	消防施設整備事業(防火水槽)	15,739	10,161
	市道稲17号線外1路線改良事業	50,000	40,000
	計	684,540	405,450
6 1	鶴沼西部地区体育館建設事業	74,027	49,900
	市道稲17号線外1路線改良事業	63,250	50,600
	計	137,277	100,500
6 2	屋外運動場設置助成事業	324,150	162,074
	市道稲17号線外1改良事業	62,745	50,196
	市道鶴824号線外1改良事業	23,587	17,690
	計	410,482	229,960

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
6 3	屋外運動場設置助成事業	334,459	204,457
	消防施設(防火水槽)設置助成事業	15,800	10,288
	市道稲17号線外1路線改良舗装事業	49,210	38,393
	市道鶴824号線外1路線改良舗装事業	38,300	28,725
	計	437,769	281,863
平成 元	松が丘地区学習等供用施設建設事業	68,936	47,300
	屋外運動場設置助成事業	270,019	135,009
	市道各400号線外5路線改良事業	26,853	20,139
	各務原市庁舎整備事業	52,809	15,696
	計	418,617	218,144
2	緑苑地区学習等供用施設建設事業	98,646	76,300
	各務原市庁舎整備事業	33,713	6,915
	各務原市商工業研修等施設整備事業	37,429	5,874
	屋外運動場設置助成事業	417,783	180,333
	防火水槽設置助成事業	19,055	10,720
	市道各400号線外5路線改良事業	29,913	22,434
計	636,539	302,576	
3	各務原市庁舎整備事業	591,749	131,482
	各務原市商工業研修等施設整備事業	179,086	111,606
	つつしが丘地区学習等供用施設建設事業	98,207	47,300
	屋外運動場設置助成事業	263,090	174,072
	市道各400号線外3路線改良事業	63,071	47,303
	はこけ付消防ポンプ自動車購入事業	122,982	39,228
計	1,318,185	550,991	

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
4	各務原市庁舎整備事業	3,088,274	189,818
	各務原市商工業研修等施設整備事業	1,279,719	78,320
	尾崎地区学習等供用施設建設事業	116,557	76,300
	柿沢町学習等供用施設建設事業	89,040	47,300
	鶴沼台学習等供用施設建設事業	85,291	47,300
	陵南地区コミュニティ供用施設建設事業	101,138	36,720
	市道各400号線外5改良事業	87,482	65,611
	三ッ池公園設置事業	128,743	64,371
	計	4,976,244	605,740
5	昭南入会地区学習等供用施設建設事業	49,025	18,200
	新鶴沼台学習等供用施設建設事業	123,524	76,300
	陵南地区コミュニティ供用施設建設事業	190,106	85,680
	市道各400号線外5改良事業	76,711	57,531
	三ッ池公園設置事業	119,864	59,464
	防火水槽設置助成事業	21,836	10,720
		計	581,066

#### 4. 特定防衛施設周辺整備調整交付金 (法第9条)

昭和49年の法律改正により制度化されたもので、内閣総理大臣が指定する特定防衛施設関連市町村に対し、防衛施設の面積、運用の態様等により交付金が決定される。

なお、本市は昭和50年3月10日付総理府告示第4号により、岐阜飛行場を特定防衛施設として、その関連市町村に指定された。

(特性)

- 政令で定める公共施設(メニュー)のなかから、市町村が任意に整備すべき施設を選択することができる。

- 事業費への交付金の充当率が自由である。



市道蘇北559号線

交付金の推移（9案関係）

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
昭和 50	那加中学校夜間照明整備事業	11,438	10,788
	市道稲398号線舗装新設事業	9,472	9,240
	市道那774号線外3路線舗装事業	6,600	6,566
	市道鶴32号線道路改良事業	4,900	4,255
	市道那854号線外2路線舗装事業	2,820	2,805
	市道蘇南23号線外1路線舗装新設事業	2,970	2,939
	計	38,200	36,593
51	市道稲805号線外3路線改良事業	24,853	22,338
	市道鶴818号線改良事業	13,043	10,000
	稲羽・鶴沼・蘇原中学校夜間照明整備事業	37,915	28,295
	稲羽東部公民館建設事業	10,000	9,000
計	85,811	69,633	
52	市道那813号線改良舗装事業	37,555	37,000
	市道鶴49号線改良舗装事業	14,700	14,202
	市民テニスコート設置事業	24,094	22,133
	計	76,349	73,335
53	弓道場設置事業	12,750	8,300
	市道鶴49号線改良舗装事業	31,169	29,660
	市道那813号線改良舗装事業	41,039	36,144
	市道鶴824号線改良舗装事業	16,300	15,005
	計	101,258	89,109
54	市道鶴49号線改良事業	27,324	26,000
	市道鶴824号線改良事業	13,809	13,000
	市道蘇465号線改良事業	18,673	18,609
	市道稲286号線改良事業	11,327	8,629
	中央・緑陽中学校夜間照明整備事業	31,067	30,000
	中央・緑陽中学校バクネット設置事業	3,560	1,500
	計	105,760	97,738

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
55	市道蘇北465号線道路改良舗装事業	15,300	13,500
	市道那454号線道路改良舗装事業	15,385	14,800
	市道蘇南128号線外1路線道路改良事業	32,600	30,800
	市道稲286号線道路改良舗装事業	34,157	32,000
	市道鶴905号線道路改良事業	25,569	24,000
	市道鶴690号線道路改良事業	3,150	2,964
	市道那448号線道路改良事業	28,274	26,500
	市道蘇南39号線道路改良舗装事業	16,184	15,200
	市道那141号線道路改良事業	11,615	10,300
	計	182,234	170,064
56	市道那141号線道路改良事業	17,043	17,000
	市道那460号線道路改良舗装事業	16,894	16,500
	市道鶴1070号線道路改良舗装事業	22,094	22,000
	市道蘇北172号線道路改良舗装事業	16,800	16,600
	市道鶴81号線道路改良舗装事業	24,351	23,500
	市道鶴839号線道路改良舗装事業	21,300	20,000
	市道鶴925号線道路改良事業	10,700	7,784
那加補助集会施設建設事業	48,657	47,332	
計	177,839	170,716	
57	市道那474号線改良事業	16,700	16,000
	市道那305号線改良事業	24,200	19,372
	市道那141号線改良事業	27,686	25,000
	市道鶴839号線改良舗装事業	18,007	16,000
	市道鶴80号線改良舗装事業	17,000	13,939
	那加東部集会施設建設事業	50,000	50,000
計	153,593	140,311	

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
5 8	那加大東町集会施設建設事業	36,000	30,000
	市道那708号線道路改良舗装事業	23,658	18,000
	市道那305号線道路改良舗装事業	19,030	16,000
	市道那141号線道路改良舗装事業	28,380	22,648
	市道鶴80号線道路改良舗装事業	19,965	19,100
	市道蘇北430号線道路改良舗装事業	12,446	11,820
	計	139,479	117,568
5 9	鶴沼川崎町集会施設建設事業	53,000	50,000
	市道那719号線改良舗装事業	22,719	9,454
	市道那141号線舗装事業	21,390	19,490
	少年自然の家クラフト室設置事業	30,000	27,000
計	127,109	105,944	
6 0	前渡西町集会施設建設事業	53,358	50,000
	市道那305号線道路改良舗装事業	19,090	18,000
	市道稲286号線道路改良舗装事業	51,132	36,487
	計	123,580	104,487
6 1	那加織田町集会施設建設事業	46,000	43,000
	市道稲286号線道路改良舗装事業	74,214	57,428
	計	120,214	100,428
6 2	三井北町集会施設建設事業	45,900	43,000
	市道稲286号線用地取得事業	39,048	32,321
	市道稲286号線改良舗装事業	27,064	25,784
	計	112,012	101,105

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
6 3	市道蘇南48号線外2改良舗装事業	34,452	24,628
	市道蘇南86号線外2改良舗装事業	28,150	20,000
	市道那712号線改良舗装事業	24,790	17,700
	市道那518号線改良舗装事業	18,199	13,500
	市道那528号線改良舗装事業	11,437	7,102
	市道那307号線改良舗装事業	11,700	7,200
	市道那708号線改良舗装事業	17,000	10,400
計	145,728	100,530	
平成 元	長平集会施設設置事業	47,380	44,000
	蘇北62号線外1改良舗装事業	86,552	62,126
	那716号線外1改良舗装事業	27,118	23,000
	那472号線改良舗装事業	24,545	22,000
計	185,595	151,126	
2	各務原町集会施設設置事業	73,141	50,000
	蘇北559号線改良舗装事業	28,686	25,845
	蘇北559号線改良舗装事業(その1)	12,515	9,493
	那419号線改良舗装事業	21,321	16,000
計	135,663	101,338	
3	三柿野東集会施設設置事業	44,496	40,000
	蘇北559号線改良舗装事業	31,011	27,000
	那418号線外1改良舗装事業	42,014	36,228
	計	117,521	103,228
4	那709号線外4改良舗装事業	32,105	26,400
	那307号線外1改良舗装事業	40,464	33,300
	蘇北559号線外1改良舗装事業	44,191	40,400
	蘇北559号線改良舗装事業(その1)	20,600	15,247
	計	137,360	115,347

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
5	那721号線外3改良舗装事業	41,921	34,500
	那312号線外1改良舗装事業	29,520	24,500
	蘇北559号線改良舗装事業	70,784	57,512
	計	142,225	116,512

#### 5. 住宅防音工事の助成 (法第4条)

自衛隊等の航空機の頻繁な離着陸等による騒音障害が著しい区域を国が指定し、その区域内にある住宅の障害を軽減するため、住宅防音工事の助成措置がとられている。

(対象区域の指定)

岐阜飛行場周辺では、次のように第一種区域が指定されている。

8 5 WECPNLの区域	昭和5 4年6月1 5日	告示
8 0 “ の区域	昭和5 5年9月1 0日	告示
7 5 “ の区域	昭和6 0年3月1 8日	告示

(対象となる住宅)

上記対象区域の指定(告示)の日に、その区域内に現存する住宅に限られ、次のような家屋は対象とならない。

- ・指定(告示)の日より後に建築された住居(但し、告示日以前に建築された住居を建てかえたものは除く。)
- ・事務所、工場、店舗等、居住以外の用に供されている家屋。

(工事内容等)

(1) 防音工事は、騒音を7 5 WECPNL以上8 0 WECPNL未満の区域は2 0 デシベル以上、8 0 WECPNL以上の区域は2 5 デシベル以上軽減するため、次のような工事が施工される。

◎ 8 0 WECPNL以上の区域(第1工法)

- ・防音サッシ、防音ふすまの取付け
- ・エアコン、換気扇の取付け
- ・壁、天井を防音壁、防音天井に改造

◎ 7 5 WECPNL以上8 0 WECPNL未満の区域(第2工法)

- ・防音サッシ、防音ふすまの取付け
- ・エアコン、換気扇の取付け

(2) 初めて防音工事をする場合(「新規防音工事」という。)には、世帯人員が4

人以下の場合は1室とし、5人以上の場合には2室まで施工される。

- (3) 既に新規防音工事を実施した住宅を対象に、世帯人員に応じて最高5室（新規防音工事を含む。）までの防音工事（「追加防音工事」という。）が施工される。
- (4) 空調調和機器機能復旧工事は、防音工事で設置した空調調和機器（冷暖房機、空調換気扇、レンジ換気扇）で、設置後10年以上経過し、老朽化によりその機能が失われているものについての取替え工事（復旧工事）を行う。

（経費の負担）

- (1) 防音工事に対する直接的な経費は、次の限度額以内は全額を国が補助する。

（千円）

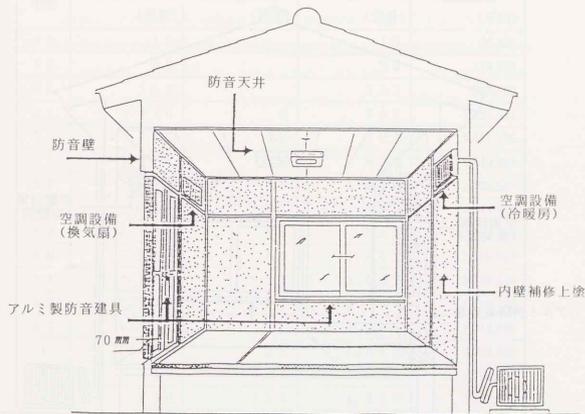
区域の区分 工事種別	8 0 WECPNL以上の区域		7 5 WECPNL以上 8 0 WECPNL未満の区域	
	住宅の種類 農村型	都市型	農村型	都市型
1居室防音工事	2,950	2,550	1,700	1,550
2居室防音工事	4,950	4,200	2,850	2,550
3居室防音工事	6,700	5,850	3,800	3,250
4居室防音工事	8,450	7,300	4,550	3,900

（平成6年度現在）

- (2) 空調調和機器機能復旧工事に要する費用のうち10分の9を国が補助する。但し、生活保護法に規定する被保護者については全額を補助する。

## 防音工事の施行例

8 0 WECPNL以上の区域

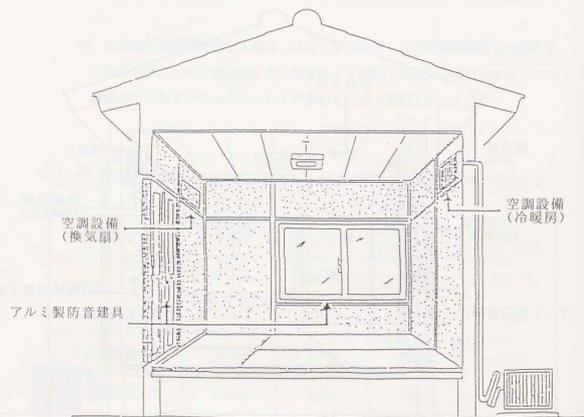


### 住宅改造内容

- (1) 1世帯1室又は2室の場合（木造住宅の場合）
- 天井は、防音天井（化粧石膏ボード等）に改造します。
  - 外部に面する壁は、防音壁（モルタル塗又は乾式遮音板等）に改造します。
  - ふすまは、防音ふすまと取りかえます。
  - 出入口は、防音ドアと取りかえます。
  - 窓は、アルミ製防音サッシと取りかえます。
  - 空調設備として、冷暖房機及び換気扇を取りつけます。
- (2) 住宅全体の場合（鉄筋コンクリート住宅等の場合）
- 外部開口部は、アルミ製防音建具と取りかえます。
  - 空調設備として、冷暖房機及び換気扇を取りつけます。

## 防音工事の施行例

7.5 WECPNL以上8.0 WECPNL未満の区域



### 住宅改造内容

- ① 窓は、アルミ製防音サッシと取りかえます。
- ② 出入口は、防音ドアと取りかえます。
- ③ ふすまは、防音ふすまと取りかえます。
- ④ 空調設備として、冷暖房機及び換気扇を取りつけます。

(補助実績)

### (1) 防音工事

年度	新規防音工事 (世帯)	追加防音工事 (世帯)	計 (世帯)	補助金額 (千円)
51	15		15	26,163
52	99		99	174,334
53	153		153	262,503
54	736	6	742	1,283,621
55	697	30	727	1,427,705
56	771	50	821	1,640,883
57	870	50	920	1,768,533
58	738	51	789	1,541,321
59	562	55	617	1,083,976
60	981	61	1,042	1,486,549
61	931	71	1,002	1,397,648
62	1,147	57	1,204	1,730,740
63	1,282	51	1,333	1,914,093
1	1,616	26	1,642	2,251,162
2	1,249	101	1,350	1,884,538
3	880	568	1,448	3,129,531
4	254	788	1,042	3,482,591
5	124	747	871	3,417,412
計	13,105	2,725	15,830	29,903,303

### (2) 空調調和機器機能復旧工事

年度	実施世帯数 (世帯)	補助金額 (千円)
1	1	290
2	26	8,835
3	35	11,216
4	34	11,142
5	56	23,057
計	152	54,540

6. 移転の補償および土地の買入れ (法第5条)

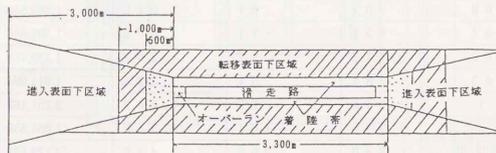
航空機の頻繁な離発着等による騒音障害が特に著しい区域を国が指定し、その区域内にある建物等の所有者が、その建物等を区域外へ移転し、または除却するとき、それによって生ずる損失を国が補償するものである。

また、区域内に所在する土地の所有者がその土地の買入れを申し出るときは、国が買入れている。

(対象となる区域)

旧法： 進入表面および転移表面の投影面と一致する区域のうち、着陸帯の短辺の側における着陸帯の中心線の延長1,000メートルの点において中心線と直角をなす2つの平行な直線によってはさまれる区域 (下図参照)

新法： WECPNL測定値が90以上の区域 (第2種区域)



//// 除外区域

建物は全部移転、土地は建物に伴う宅地及び更地の買収

⋯⋯ 非除外区域 (指定区域で除外区域でない区域)

建物は全部移転、土地は全部買収

(対象となる物件)

- (1) 建物等の移転または除却の補償は、第2種区域の指定の際、現に所在する建物等を対象として行なわれる。したがって、当該区域の指定後に建築された建物等は補償の対象とならない。

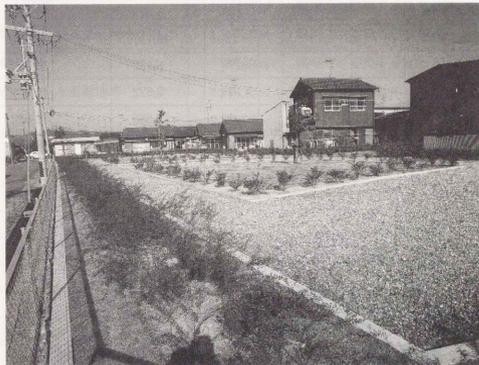
なお、新法の施行の際、現に旧法第5条第1項の規定により進入表面および転移表面下の指定された区域は、第2種区域とみなされ、建物等の移転または

除却の補償が行なわれるが、この場合、旧法により指定された時(本市は昭和42年3月31日)が指定の時とされている。(法附則第4項)

- (2) 移転等の補償は、住宅のみならず、それ以外の建物は勿論のこと、庭木類の立木竹、工作物等をも対象としている。

しかしながら、第3種区域以外の区域、すなわちドーナツ第2種区域に所在する立木竹、その他の土地に定着する物件(建物を除く。)にあつては、建物と一体として利用されているものに限り対象とされる。第3種区域(WECPNL95以上)に所在する立木等にあつては、すべて対象となる。

- (3) 買入れの対象となる土地は、第3種区域にあつては当該区域内にあるすべての土地が対象となるが、いわゆるドーナツ第2種区域にあつては、当該区域指定の際、空地である土地と、建物等の移転または除却により補償を受けることとなる者が、当該補償に係る物件の移転または除却により従来利用していた目的に供することが著しく困難となる土地である。



三井東町2丁目地内の緑地

## (移転補償等の推移)

年 度	建 物 等		土 地		補償金額 千円
	件数	面積 $m^2$	件数	面積 $m^2$	
昭和42年度	3	1,275	3	6,906	46,266
43	8	1,679	13	22,757	114,653
44	—	—	1	2,111	13,870
45	—	—	—	—	—
46	1	574	1	675	21,966
47	1	219	2	5,001	52,666
48	1	260	10	9,051	109,531
49	—	—	9	6,278	71,538
50	—	—	5	4,452	52,362
51	—	—	6	5,853	70,168
52	8	401	8	5,672	111,517
53	—	—	12	10,737	124,571
54	—	—	7	6,152	84,993
55	2	128	4	2,522	46,174
56	—	—	4	2,086	32,652
57	—	—	4	3,180	48,161
58	—	—	2	720	23,817
59	—	—	1	965	17,756
60	—	—	1	204	5,650
61	1	135	1	251	11,394
62	—	—	4	2,746	120,600
63	1	209	5	1,451	89,887
平成元年度	2	639	2	828	296,925
2	3	479	8	3,022	288,613
3	—	—	5	1,224	69,153
4	—	—	2	497	35,797
5	—	—	5	1,297	87,158

## (買い入れた土地の利用等)

買い入れた土地は、緑地帯その他の緩衝地帯として整備される。  
 現在、防衛施設庁行政財産は、平成6年3月31日現在で基地の東西合わせて105,453.05 $m^2$ となっている。  
 そのうち、法第7条に基づき、市が無償使用の許可を受けている土地が約7,383.08 $m^2$ となっている。

## 《使用許可地》

利 用 状 況	許 可 面 積	住 所
広場、防火水槽埋設地	506.37 $m^2$	三井東町2-54
広場	300.03 $m^2$	三井東町2-58、59
広場	211.62 $m^2$	三井東町2-60
子供広場	1,029.97 $m^2$	鶴沼三ツ池町6-19-2
広場(クローカーゴルフ場)	1,357.92 $m^2$	鶴沼三ツ池町6-228-1
駐車場	984.22 $m^2$	鶴沼三ツ池町6-215
道路・下水道敷地等	2,992.95 $m^2$	鶴沼三ツ池町地内他
合 計	7,383.08 $m^2$	

(5年度末実績)

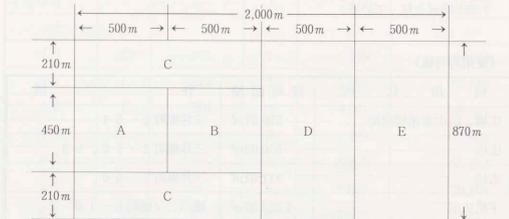


三ツ池町6丁目地内 子供広場

7. 農耕損失の補償 (法13条)

航空機の頻繁な離着陸によって生ずる農耕作業の能率低下等の損失を補償されている。

(1) 対象となる区域



(2) 補償される額

	阻害率
1時間当り 補償対象期間中の の労務費 × における所要労 × 1/60 × 行為の回数 × C 60% 働投下時間	A 100% B 80% D 40% E 20%

(3) 補償の特性

損失の補償は、第1に自衛隊の特定の行為により生じた損失であること。第2に従来適法に農林漁業等の事業を営んでいるものがその事業の経営上被った損失であること。第3に他の法律による損害賠償または損失補償の責めに任じない損失であること。第4に損失は通常生ずべき損失で、金銭補償を行うことから成り立っている。

(4) 補償の推移

年度	補償対象期間	対象者数	補償金額
昭和43年度	昭和42.4.1~昭和43.3.31	356人	469,535円
44	43.4.1~44.3.31	336	528,308
45	44.4.1~45.3.31	340	775,290
46	45.4.1~46.3.31	348	938,217
47	46.4.1~47.3.31	445	2,205,644
48	47.4.1~48.3.31	335	1,803,380
49	48.4.1~49.3.31	319	2,539,354
50	49.4.1~50.3.31	315	3,085,783
51	50.4.1~51.3.31	409	3,706,882
52	51.4.1~52.3.31	408	5,230,040
53	52.4.1~53.3.31	408	5,666,411
54	53.4.1~54.3.31	405	5,351,471
55	54.4.1~55.3.31	381	5,354,915
56	55.4.1~56.3.31	358	3,655,898
57	56.4.1~57.3.31	353	4,676,352
58	57.4.1~58.3.31	348	4,686,276
59	58.4.1~59.3.31	334	5,328,824
60	59.4.1~60.3.31	329	5,997,934
61	60.4.1~61.3.31	325	5,476,684
62	61.4.1~62.3.31	322	5,650,010
63	62.4.1~63.3.31	311	5,472,761
平成元年度	63.4.1~平成元.3.31	299	6,192,827
2	元.4.1~2.3.31	282	5,814,716
3	2.4.1~3.3.31	292	5,088,359
4	3.4.1~4.3.31	286	4,858,126
5	4.4.1~5.3.31	281	3,688,430

## 8. 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）

（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律）

国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させているもの、並びに自衛隊が使用している飛行場（航空機の離着陸、整備および格納のため直接必要な施設に限る。）、演習場（しゅう舎施設を除く。）、弾薬庫および燃料庫が所在する市町村に対し、国有提供施設等所在市町村助成交付金が交付されている。

これを「基地交付金」と略称することもある。

### (1) 交付金の特性

① この交付金は、飛行場等の特定施設が、市町村の区域内に広大な面積を占有し、かつ、市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対処するため、財政補給金的なものとして交付されているものである。

② 交付金の総額は、例えば実質的には固定資産税である国有資産等所在市町村交付金のように、客体となる固定資産の価格に応じて自動的に定まるものではなく、毎年度、国の予算で定めるところによるものとされている。

③ 交付金は、固定資産の価格、市町村の財政状況等を考慮して交付することとされている。この交付基準は、政令で定められているが、(ア)交付金の総額の70/100に相当する額を固定資産の価格に按分し、(イ)残り30/100に相当する額を固定資産の種類及び用途、市町村の財政状況等を考慮して配分し、(ウ)と(イ)の合算額が交付される。

なお、上記固定資産の価格は、国有財産台帳に登録された価格によるものとされている。(台帳価格は、5年ごとにその年の3月31日の現況において改定されることとなっている。)

### (2) 交付金の推移

年度	全国交付額	各務原市交付金額
昭和38年度	12.0億円	10,151千円
39	13.5	10,584

### 【基地交付金の推移】

年度	全国交付額	各務原市交付金額
40	14.0	11,132
41	15.0	11,685
42	17.0	17,001
43	19.0	19,623
44	26.0	27,120
45	31.5	33,568
46	35.5	37,831
47	43.7	46,283
48	53.0	63,076
49	71.0	96,592
50	86.0	118,431
51	105.0	160,038
52	127.0	210,053
53	151.5	252,344
54	167.3	292,914
55	199.5	318,777
56	199.5	365,870
57	199.5	365,870
58	199.5	365,870
59	199.5	366,370
60	199.5	366,870
61	199.5	368,704
62	199.5	396,404
63	199.5	370,328
平成元年度	207.5	385,967
2	207.5	386,467
3	207.5	388,467
4	215.5	398,736
5	215.5	398,736

交付金種別	交付額	交付先
国庫補助金	15,241千円	岐阜県
国庫補助金	10,151千円	岐阜市
国庫補助金	40千円	岐阜市
国庫補助金	28,539千円	岐阜市
国庫補助金	17,138千円	岐阜市
国庫補助金	39,593千円	岐阜市
国庫補助金	34,311千円	岐阜市
国庫補助金	173,909千円	岐阜市
国庫補助金	158,544千円	岐阜市
国庫補助金	246,904千円	岐阜市
国庫補助金	435,741千円	岐阜市
国庫補助金	476,678千円	岐阜市
国庫補助金	503,633千円	岐阜市
国庫補助金	417,504千円	岐阜市
国庫補助金	418,223千円	岐阜市
国庫補助金	750,806千円	岐阜市
国庫補助金	779,478千円	岐阜市
国庫補助金	691,724千円	岐阜市
国庫補助金	723,413千円	岐阜市
国庫補助金	716,408千円	岐阜市
国庫補助金	1,094,138千円	岐阜市

9. 基地に関連する交付金等の推移

岐阜基地に関連して各務原市に交付された交付金、補助金等の種類及び交付額は、次表のとおりである。

年 度	合 計	国有提供施設等	国有資産等所在	特定防衛
		市町村助成交付金	市町村交付金	整備調整
昭和38年度	15,241千円	10,151千円	40千円	
39	28,539	10,584	40	
40	17,138	11,132	40	
41	39,593	11,685	149	
42	34,311	17,001	1,012	
43	173,909	19,623	1,028	
44	158,544	27,120	1,029	
45	246,904	33,568	1,029	
46	435,741	37,831	1,030	
47	476,678	46,283	1,632	
48	503,633	63,076	2,300	
49	417,504	96,592	2,229	
50	418,223	118,431	2,150	
51	750,806	160,038	2,292	
52	779,478	210,253	6,168	
53	691,724	252,344	5,566	
54	723,413	292,914	5,098	
55	716,408	318,777	5,119	
56	1,094,138	365,870	7,002	

9. 基地に関連する交付金等の推移

岐阜基地に関連して各務原市に交付された交付金、補助金等の種類及び交付額は、次表のとおりである。

年 度	合 計	国有提供施設等 市町村助成交付金	国有資産等所在 市町村交付金	特定防衛施設周辺 整備調整交付金	障害防止事業費 補 助 金	防 音 事 業 関 連 維 持 費 補 助 金	民生安定施設整備 事業費補助金
昭和38年度	15,241千円	10,151千円	40千円	千円	5,050千円	千円	千円
39	28,539	10,584	40		17,915		
40	17,138	11,132	40		5,966		
41	39,593	11,685	149		27,759		
42	34,311	17,001	1,012		15,349		949
43	173,909	19,623	1,028		86,939		66,319
44	158,544	27,120	1,029		91,170		39,225
45	246,904	33,568	1,029		150,743		61,564
46	435,741	37,831	1,030		249,159		147,721
47	476,678	46,283	1,632		202,511		226,252
48	503,633	63,076	2,300		215,016	1,549	221,692
49	417,504	96,592	2,229		146,014	3,013	169,656
50	418,223	118,431	2,150	36,593	137,354	3,318	120,377
51	750,806	160,038	2,292	69,633	203,534	4,812	310,497
52	779,478	210,253	6,168	73,537	278,847	7,311	203,362
53	691,724	252,344	5,566	89,109	228,799	8,400	107,506
54	723,413	292,914	5,098	97,738	158,629	8,734	160,300
55	716,408	318,777	5,119	170,064	136,245	12,942	73,261
56	1,094,138	365,870	7,002	170,716	331,164	11,133	208,253





年度	設置台数	設置台数	設置台数	設置台数
昭和46年度	75	790	1,114	444
47	790	1,114	444	75
48	75	790	1,114	444
49	75	790	1,114	444
50	75	790	1,114	444
51	75	790	1,114	444

## 10. テレビ受信料の減免

自衛隊等の使用する飛行場及び対地射撃場の周辺におけるジェット航空機等の騒音によるテレビジョン放送の受信障害に対し、財団法人防衛施設周辺整備協会が、放送受信障害として行う放送受信契約者に対する助成の措置に対し、防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律第8条に準ずる措置（予算補助）として同協会に補助している。

### (1) 助成対象区域

国とNHKが協議して定める区域で、飛行場外辺から各1km（主要着陸帯の短辺の延長）、各5km（主要着陸帯の長辺の延長）で囲まれる長方形を基準とし、音響の強度、地形、集落の状況等を勘案して定めた区域としている。

### (2) 減免額

NHK受信料の半額。

## 11. 騒音用電話器の設置

自衛隊等の使用する飛行場及び対地射撃場の周辺におけるジェット航空機等の騒音により周辺地域の電話利用者の通話障害を防止し、又は軽減するために地方公共団体が通話障害防止事業を行なうとき、補助している。

### 《設置数の推移》

年 度	設 置 台 数
昭和46年度	75台
47	790
48	1,114
49	444
50	75
51	59

\*以後、実績なし

## V 基地対策を推進する組織

基地が所在することによって生ずる諸問題は、ひとりその市町村だけで対応できるものではない。

したがって、市では、他の基地所在市町村およびその周辺市町村と協調して基地対策を推進するため、次のように協議会を組織している。

### 1. 岐阜基地周辺市町村連絡協議会

- (1) 目的 岐阜基地に関連する周辺整備対策の推進
- (2) 組織市町村 各務原市、川島町、岐南町、笠松町、柳津町  
(各務原市長＝会長)
- (3) 事務局 各務原市(総務部総務課基地対策係)

### 2. 全国基地協議会

- (1) 目的 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する調査研究並びにその具体的解決方策の推進
- (2) 組織市町村等 東京都、131市、133町村(各務原市長＝副会長)
- (3) 事務局 東京都千代田区平河町2-4-2(全国市長会内)

## 基地交付金等に関する要望

基地所在市町村においては、広大な面積を占める基地施設について、固定資産税収入が得られず、また、米軍施設等にかかる地方税が非課税となっているほか、基地が所在することにより、抜本的な都市計画の推進及び都市の発展が阻害され、さらには特別の財政需要の増大等により、行財政運営は困難となっている。

よって、国は基地交付金が防衛施策の一環であることを重視され、一般行政施策と同列視することなく、平成7年度の政府予算の編成に当たっては、特に次の事項の実現について格段の措置を講ぜられたい。

### 1. 基地交付金について

#### (1) 予算の増額確保

基地交付金については、現行対象資産に新たに対象とすべし下記資産を含め、対象資産価格の100分の1.4に相当する所要の予算額を確保すること。

#### (2) 対象資産の範囲拡大

自衛隊の使用する管倉施設、港湾施設、通信施設、飛行場の全施設、駐屯地の施設等を対象資産に加え、米軍施設との均衡を図ること。

また、基地返還後の未利用地、特定飛行場周辺の指定区域内において国が買入れた土地についても対象資産とすること。

#### (3) 対象資産の価格改定について

基地交付金の対象資産となる国有財産台帳価格については固定資産税と同様に3年毎に改定すること。

固定資産評価額と比べ著しく低いので、適正な価格に改めること。

### 2. 調整交付金については、地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置による地方公共団体の税制上の損失を補てんされるよう所要の予算額を確保すること。

以上要望する。

平成6年7月20日

全国基地協議会

会長 佐世保市長 枝 熊 節

### 3. 防衛施設周辺整備全国協議会

- (1) 目的 自衛隊等の行為によって生ずる損失の補償、障害の防止及び防衛施設周辺の整備の促進
- (2) 組織市町村等 129市163町村  
(各務原市長＝理事)
- (3) 事務局 東京都千代田区平河町2-4-2(全国市長会内)

## 防衛施設周辺整備対策に関する要望事項

わが国防衛の基盤となる基地を整備し、その安定使用を期するためには基地周辺住民の十分な理解と協力を得ることが必要であり、そのためには基地が所在することにより基地周辺住民が被る不利益および障害等について、国民全体の負担をもって、その防止又は軽減を図るための適切な対策を講ずる必要がある。

しかしながら、ここ数年、防衛施設周辺整備事業予算の所要額が確保されず、基地周辺住民の理解を得ることが困難となっている。

よって、国は、防衛施設周辺整備事業を一般行政施策に係る財政措置と同列視することなく、平成7年度の予算編成に当たっては、特に次の事項の実現について

格段の措置を講ぜられたい。

1. 基地対策経費の増額確保について  
障害防止事業、騒音防止事業、民生安定事業、道路改修事業及び周辺整備調整交付金等の予算を増額すること。
2. 障害防止事業の助成について
  - (1) 障害防止及び騒音防止事業については、実質全額国庫負担とし、その対象施設及び適用地域の範囲を拡大すること。
  - (2) 障害防止工事施行施設等の維持管理費の補助対象を拡大し、これに必要な経費を全額補助すること。また、同施設の老朽化に伴う更新、改良に要する経費を補助対象とすること。
  - (3) テレビ、電話等の受信障害防止技術の開発を積極的に推進すること。  
また、テレビ放送受信料の減免区域を拡大し全額免除するとともに、電話料の軽減措置についても配慮すること。
  - (4) 重火器使用等に伴う騒音・振動について適当な対策を講ずること。
3. 住宅防音の助成について
  - (1) 住宅の騒音防止工事について、補助対象区域を騒音障害の実態に即して拡大するとともに、演習場等も対象とすること。
  - (2) 住宅防音工事の補助限度額を引き上げること。
  - (3) 住宅の騒音防止工事について、指定区域告示後の新築等についても全室を対象とし、すべての希望家屋を早期に施行すること。
  - (4) 老朽化した住宅の並行防音工事については、補助限度額まで助成すること。
  - (5) 第Ⅰ工法及び第Ⅱ工法の格差を是正するとともに、工事内容の充実を図ること。
  - (6) 冷暖房機器等の耐用年数を実態に即したものに改善するとともに、その更新に要する経費を全額助成とすること。また、機種を選定にあたっては、住宅所有者の意向を十分に取り入れるとともに、全室同時稼働が可能となるよう措置すること。
  - (7) 騒音防止工事施行住宅について防音関連維持費を全額助成すること。
4. 民生安定事業の助成について
  - (1) 補助対象施設及び適用地域の範囲等を拡大するとともに、採択基準を緩和すること。
  - (2) 補助額を引き上げるとともに、基準面積の改善を図ること。
  - (3) 施設の維持管理費及び老朽化に伴う更新、改良に要する経費についても補助対象とすること。
5. 特定防衛施設周辺整備調整交付金について
  - (1) 対象施設を拡大するとともに維持管理費についても補助対象とすること。
  - (2) 交付基準を基地の態様、地域の被害の実態に即するよう改正すること。
  - (3) 特定防衛施設の指定範囲を拡大すること。

(4) 事業の円滑な推進のため、交付金を早期決定するとともに、一括交付を行うこと。

6. 基地対策事業の採択等について
  - (1) 防衛施設周辺整備事業の採択要件を大幅に緩和すること。
  - (2) 補助金等申請時における提出書類、添付関係書類を必要最小限とし、工事雑費と地方事務費の一元化を図る等事務手続きを簡素化するとともに、補助金を早期に内示し、すみやかに交付決定すること。
7. 移転補償等について
  - (1) 飛行場周辺の移転補償対象区域の指定については、地元市町村の意向を十分に考慮すること。また、移転補償は適正な時価によることとし、告示後の建物についても対象とするとともに、移転が円滑に促進されるよう適切な方途を講ずること。
  - (2) 国が買入た土地については、適正な管理を行い、地元市町村の意向に沿った土地利用を図るとともに、無償使用の申請手続き等の簡素化を図ること。
8. 損失補償について  
損失補償の対象区域の範囲拡大と補償額の増額を図るとともに、商工農漁業者の経営上の損失及び土地利用の制約に伴う損失についても特別の救済措置を配慮すること。
9. 基地対策事業の財政措置の強化について
  - (1) 基地対策事業にかかる地方負担について財政措置を強化すること。
  - (2) 委託事務費を大幅に増額し、基地対策担当職員の人件費及び騒音、水質測定機器の購入費等、基地対策に必要な事務経費のすべてを補助対象とすること。
10. 提供施設の移設経費の確保について  
移設計画に基づく提供施設の移設については、その処理の促進を図るため所要経費の確保について十分配慮すること。
11. 基地対策の再検討等について
  - (1) 基地の態様変化については、事前に地元市町村と緊密な連絡を図り、その意見を十分に尊重すること。
  - (2) 都市計画または地域開発計画等に重大な支障をきたしている基地については再検討を行うとともに、跡地利用及び土地利用の規制緩和については、地元市町村の意向を十分反映させること。
  - (3) 航空機の騒音、振動の防止及び軽減のための技術開発に努めるとともに、消音装置、遮音壁並びに騒音緩衝林等の設置を推進すること。
  - (4) 航空機事故を防止するため整備点検を強化し、安全飛行の徹底を期すること。

(5) 装軌車等の通行による騒音・振動及び泥土・粉じんについて適切な対策を講ずること。

以上要望する。

平成6年7月20日

防衛施設周辺整備全国協議会  
会長 浜松市長 栗原 勝

### 基地関係予算の確保に関する要望

我が国においては、760余の市町村に防衛施設が所在し、それぞれが米軍または、自衛隊の用に供されており、その役割は、地域間紛争や民族抗争の統廃と我が国の国際貢献としての人的参加などにより、さらに重要性を増しております。

基地所在市町村においては、基地の安定使用に資するため、周辺住民の理解と協力を得るために懸命の努力を重ねてきたところでありますが、基地が所在することによる障害および不利益への対応は、国の責務として国民全体の負担をもって取り組まれるべきものであります。

よって国は、基地周辺の生活環境整備と民生安定施策の重要性をご高察いただき、平成7年度予算編成に当たっては自治体所管の「基地交付金並びに調整交付金」及び防衛施設庁所管の「基地周辺対策事業」について、その所要額を確保されるよう要望いたします。

平成6年7月20日

全国基地協議会  
会長 佐世保市長 棧 熊 獅  
防衛施設周辺整備全国協議会  
会長 浜松市長 栗原 勝

## VI 国等の基地関係機関

### 1. 防衛施設庁

防衛施設庁は、防衛庁の機関として設置され、基地周辺対策を初め、自衛隊及び駐留軍施設の取得、管理とそれに係る損失の補償あるいは、建設工事の実施等を行なっている。

#### (1) 名古屋防衛施設支局

《所在地》 〒460 名古屋市中区三の丸2丁目2番1号

名古屋合同庁舎 第1号館7F

TEL (052) 952-6600 (代表)

FAX (052) 952-8230

#### 《組織》

総務課 総務係・企画係・人事係

TEL (052) 952-8221

会計課 総務係・会計係・出納係

TEL (052) 952-8222

施設企画課 企画係・連絡調整係・業務係

TEL (052) 952-8223

施設管理課 管理第一係・管理第二係・管理第三係

TEL (052) 952-8224

施設対策第1課 施設対策係・障害防止係・道路係

TEL (052) 952-8225

施設対策第2課 防音第一係・防音第二係・

TEL (052) 952-8226  
住宅防音第一係・住宅防音第二係・住宅防音第三係  
・移転措置係

建設企画課 契約係・計画調整係

TEL (052) 952-8227

建築課 建築第一係・建築第二係

TEL (052) 952-8228  
電気設備係・機械設備係・通信係

土木課 土木係

TEL (052) 952-8229

## 2. 財団法人防衛施設周辺整備協会

財団法人防衛施設周辺整備協会は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する諸問題の解決と改善のため必要とされる施策についての調査及び研究を行ないその結果を国及び地方公共団体等の施策に反映させ、また、必要な事業の推進に協力し、もって民生の安定及び福祉の向上に寄与することを目的として昭和52年6月1日に設立された。

平成6年度の主な事業は、次のとおりである。

### 1. 助成事業

- (1) 放送受信障害対策として、国の補助を受け、飛行場等の周辺特定地域のNHK放送受信契約者に対し、受信料（地上放送）の半額を助成する。
- (2) 騒音対策として、国の補助を受け、住宅防音事業を実施した生活保護世帯に対し空調機器の使用に伴う電気料金を助成する。
- (3) 自衛隊現地機関が実施する防衛施設周辺住民との融和を図るための行事に対し、経費の一部を関係団体に助成する。
- (4) 防衛施設周辺市町村又は、自衛隊等協力団体が実施する自衛隊等と防衛施設周辺住民との融和を図るための行事に対し、経費の一部を関係団体に助成する。

### 2. 講演会等の実施

- (1) 防衛施設周辺市町村との共催により、学識経験者等を招き、各種講演会を実施する。
- (2) 防衛施設周辺市町村との共催により、その地域に適應した市民活動講習会を実施する。

### 3. 調査研究

- (1) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する諸施策について、必要な調査研究を行なう。
- (2) 防衛施設と周辺住民の生活環境との調和を図りつつ、飛行場等の周辺財産を有効に利用することについて、調査研究を行なう。
- (3) 住宅防音等の工法及び防音効果等について調査研究を行なう。
- (4) 防衛施設周辺の航空機騒音等に関し、大学等と学術、技術の交流を行なう。

### 4. 国からの受託事業

- (1) 飛行場等の周辺に係る騒音度等の調査を行なう。
- (2) 飛行場における緑地帯の運用及び実態把握調査を行なう。
- (3) 防衛施設の周辺財産について、巡視及び清掃等の経常的管理業務を行なう。
- (4) 防衛施設の周辺財産等について、立木調査を行なう。
- (5) 演習場等防衛施設における周辺防災対策関連基礎調査等を行なう。

### 5. 住宅防音事業

- (1) 飛行場等の周辺における住宅防音事業の事務の受託業務を行なう。
- (2) 住宅防音事業で設置した空調機器の機能復旧事業の事務の受託業務を行なう。
- (3) 空調機器の機能復旧事業を実施するための事前調査の受託業務を行なう。
- (4) 住宅防音事業の実施の円滑化を図るため現地関係機関等と緊密な連絡調整を行なう。

### 6. 研修会の実施

防衛施設周辺整備全国協議会との共催により、全国基地対策実務研修実施しました、実務地方研修会を実施する。

### 7. 出版等事業

機関紙「調和一基地と住民」、「防衛施設広報」、「防衛施設庁幹部職員録」、「防衛施設庁補助金等関係土木工事等積算資料集」等の出版等を行なう。

### 8. 広報事業

機関紙「調和一基地と住民」、「防衛施設広報（資料版）」、及び「セキユリクリアン」を関係機関等に無償で配布する。

## 1. (財団法人) 防衛施設周辺整備協会

〈所在地〉 〒105 東京都港区芝5-26-30

TEL (03) 3451-9221

## 2. (財団法人) 防衛施設周辺整備協会 岐阜支所

〈所在地〉 〒504 各務原市那加織田町1丁目23番地

各務原会館2F

TEL (0583) 83-1666

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is too light to transcribe accurately but appears to be organized into paragraphs and possibly a list or table structure.)

発行年月	平成7年3月
発行者	各務原市役所 〒504 岐阜県各務原市那加桜町 1丁目6-9 電話(0583)83-1111(代表)
編集	総務部総務課基地対策係
印刷所	山興印刷株式会社

